

九州電力株式会社

(証券コード 9508)

第102回定時株主総会 及び普通株主さまによる 種類株主総会招集ご通知

日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時

場所

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」

※お車でのご来場はご遠慮ください。

株主総会資料の電子提供について

会社法の改正に伴い、従来、株主総会参考書類等に記載しておりました内容につきましては、紙資源の使用量を削減できることや株主総会資料を株主の皆さまに早期にご確認いただけることから、ウェブサイトにてご提供させていただいております。

パソコン等による確認方法



以下のように検索いただくか、本通知書に記載のURLにアクセスしてご確認ください。

九州電力 株主総会



スマートフォン等による確認方法



同封の議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取りご確認ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご利用いただけます。



ずっと先まで、明るくしたい。

(証券コード 9508)

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日：2026年5月26日)

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役
会 長 池 辺 和 弘

第102回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html

【証券代行会社ウェブサイト(株主総会ポータル)】

<https://www.soukai-portal.net> (QRコードは議決権行使書にございます。)

【東京証券取引所ウェブサイト (上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(「銘柄名(会社名)」に「九州電力」又は「コード」に当社証券コード「9508」を入力し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を順にご選択のうえ、ご確認ください。)

*各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の参考書類をご高覧のうえ、「議決権行使についてのご案内」(5ページから6ページ)をご確認いただき、書面又はインターネットにて議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 2026年6月25日(木曜日) 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」 |

3 目的事項

報告事項

- 第102期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分について

当期の期末配当金を普通株式1株につき25円、及びB種優先株式1株につき1,450,000円とすることについてご承認をお願いするものです。

第2号議案 株式移転計画の承認について

単独株式移転による純粋持株会社設立に係る株式移転計画についてご承認をお願いするものです。
※当該議案は、定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の議案です。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任について

以下の10名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者番号	氏名	候補者番号	氏名
1	いけ べ かず ひろ 池 辺 和 弘 再任	6	さ とう ひで お 佐 藤 秀 夫 再任
2	にし やま まさる 西 山 勝 再任	7	なか むら のり ひろ 中 村 典 弘 再任
3	はし もと のぼる 橋 本 上 再任	8	しの はら まさ みち 篠 原 雅 道 新任
4	そう だ あつし 早 田 敦 再任	9	ひら こ ゆう じ 平 子 裕 志 再任 社外 独立
5	き ど ひろ ひと 木 戸 啓 人 再任	10	わた なべ けい こ 渡 辺 啓 子 新任 社外 独立

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任について

以下の4名の選任についてご承認をお願いするものです。

候補者番号	氏名	候補者番号	氏名
1	うち むら よし ろう 内 村 芳 郎 再任	3	しげ とみ ゆ か 重 富 由 香 再任 社外 独立
2	すざ はら とも か 杉 原 知 佳 再任 社外 独立	4	お の ざわ やす お 小 野 澤 康 夫 新任 社外 独立

< 株主提案（第5号議案から第23号議案まで） >

取締役会としては、第5号議案から第23号議案までの全ての議案に反対いたします。

- ・ 株主（1名）からのご提案（第5号議案から第14号議案まで）
 - 第5号議案 定款の一部変更 当社は株主を大切にす企業を目指すについて
 - 第6号議案 定款の一部変更 コンプライアンスに関する機関の完全独立について
 - 第7号議案 定款の一部変更 子会社に対する公正な取引について
 - 第8号議案 定款の一部変更 配当の増減に対する責任の明確化について
 - 第9号議案 定款の一部変更 不祥事に対する責任の明確化と迅速化について
 - 第10号議案 定款の一部変更 積極的な情報公開について
 - 第11号議案 定款の一部変更 特に重要な役職の株主承認について
 - 第12号議案 定款の一部変更 事業の採算性の確認について
 - 第13号議案 定款の一部変更 グループ会社を検証する機関の設置について
 - 第14号議案 定款の一部変更 人事評価を検証する機関の設置について
- ・ 株主（48名）からのご提案（第15号議案から第23号議案まで）
 - 第15号議案 定款の一部変更 危機管理体制の検証について
 - 第16号議案 定款の一部変更 原子力災害対策への対応について
 - 第17号議案 定款の一部変更 プルサーマル発電からの撤退について
 - 第18号議案 定款の一部変更 プルサーマル発電からの撤退について
 - 第19号議案 定款の一部変更 玄海原発敷地内乾式貯蔵施設建設の凍結について
 - 第20号議案 定款の一部変更 プルトニウム取得量の制限について
 - 第21号議案 定款の一部変更 川内原発敷地内乾式貯蔵施設建設の断念について
 - 第22号議案 定款の一部変更 蓄電所事業の推進について
 - 第23号議案 定款の一部変更 使用済燃料の直接処分について

各号議案の内容等は、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」（8ページから65ページ）に記載しております。

以上

~~~~~

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を行使することができる株主以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけませんのでご注意ください。

介助又は通訳（手話通訳を含む）が必要な株主さまに限り、介助者又は通訳者を1名に限り同伴してご入場いただけます。ただし、これら同伴の方につきましては、議決権を有する株主さまである場合を除き、会場内では介助者又は通訳者としての言動に制限させていただきます。

次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、1ページに記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

したがって、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会社の株式に関する事項」、「会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

「定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.kyuden.co.jp/ir\\_stock\\_meeting.html](https://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html)）への掲載のみとさせていただきますのでご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

当日株主総会へご出席されない場合の議決権は、議決権を有する他の株主さまおひとりに委任してご行使いただけるほか、以下の方法によりご行使いただけます。



## ■書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日） 午後5時到着分まで

※議決権集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 議決権行使書用紙のご記入方法

The diagram shows a proxy voting form for Kyushu Electric Power Co., Ltd. with the following sections:

- Header: 議決権行使書 九州電力株式会社 御中
- Fields: 株主番号, 議決権行使数
- Section 1: 会社提案 (Company Proposal)
- Section 2: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 3: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 4: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 5: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 6: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 7: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 8: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 9: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 10: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 11: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 12: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 13: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 14: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 15: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 16: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 17: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 18: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 19: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 20: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 21: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 22: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 23: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 24: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 25: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 26: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 27: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 28: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 29: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 30: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 31: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 32: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 33: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 34: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 35: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 36: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 37: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 38: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 39: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 40: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 41: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 42: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 43: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 44: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 45: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 46: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 47: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 48: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 49: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 50: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 51: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 52: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 53: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 54: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 55: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 56: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 57: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 58: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 59: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 60: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 61: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 62: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 63: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 64: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 65: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 66: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 67: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 68: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 69: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 70: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 71: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 72: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 73: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 74: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 75: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 76: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 77: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 78: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 79: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 80: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 81: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 82: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 83: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 84: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 85: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 86: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 87: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 88: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 89: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 90: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 91: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 92: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 93: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 94: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 95: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 96: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 97: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 98: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 99: 株主提案 (Shareholder Proposal)
- Section 100: 株主提案 (Shareholder Proposal)

- ・こちらに、議案の賛否をご記入ください。  
賛成の場合……「賛」の欄に○印  
否認する場合……「否」の欄に○印
- ・第3号議案及び第4号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類の当該候補者の番号をご記入ください。
- ・当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。  
株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
- ・各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

### ■機関投資家の皆さまへ

右記インターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使期限  
2026年6月24日（水）午後5時まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

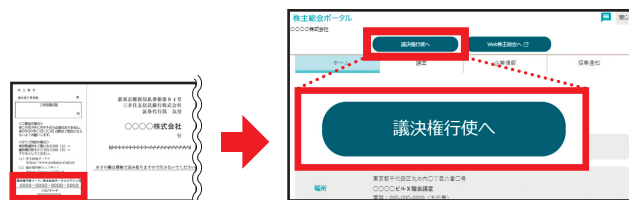


## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

<https://www.soukai-portal.net>



議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます <https://www.web54.net>

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといえます。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 9時～21時)

三井住友信託銀行 証券代行部

**0120-782-031**

(受付時間 平日9時～17時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## インターネットによるライブ配信のご案内

- 本総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。
- スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主IDとパスワードを入力の上、ご視聴ください。

### 配信日時

**2026年6月25日（木） 午前10時～株主総会終了時刻まで**

※配信用ウェブサイトは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

### 当日の視聴方法

スマートフォン、パソコン等にて以下の配信用ウェブサイトへアクセスし、株主ID及びパスワードを入力してください。

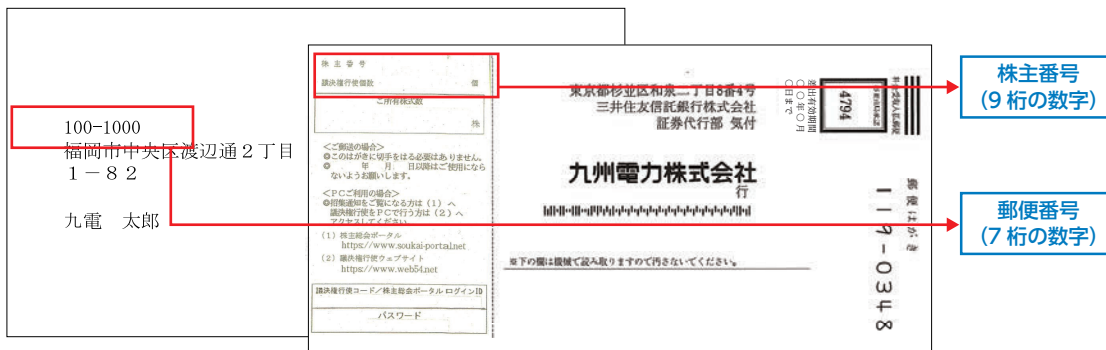
**配信用ウェブサイト** <https://9508.ksoukai.jp>

**株主ID**：議決権行使書用紙記載の「**株主番号**」（数字9桁）

**パスワード**：基準日（3月末）時点の株主名簿ご登録住所の「**郵便番号**」（数字7桁ハイフンなし）

※株主ID及びパスワードは議決権行使書用紙に記載されております。**議決権行使書用紙を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。**

【ご参考】 議決権行使書用紙におけるID・パスワードの表示位置



### ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

#### 株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行  
株主総会ライブ配信 サポート専用ダイヤル

**0120-782-041**

(平日午前9時～午後5時／フリーダイヤル)

#### ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

**03-6833-6290**

(受付時間 6月25日(木) 午前9時～株主総会終了)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金の処分について

当社の配当につきましては、安定配当の維持を基本として、当年度の業績に加え、中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案して判断することとしております。

当期の期末配当金につきましては、上記の基本的な考え方等に基づき、普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。これにより、当期における配当金は、昨年12月にお支払いしました中間配当とあわせて1株につき50円となります。

また、当期のB種優先株式の期末配当金につきましては、定款の定めに基づき、1株につき1,450,000円といたしたいと存じます。これにより、当期における配当金は、昨年12月にお支払いしました中間配当とあわせて1株につき2,900,000円となります。

#### 期末配当に関する事項

##### 1 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

|          |            |    |                 |
|----------|------------|----|-----------------|
| 当社普通株式   |            |    |                 |
| 1株につき金   | 25円        | 総額 | 11,846,979,750円 |
| 当社B種優先株式 |            |    |                 |
| 1株につき金   | 1,450,000円 | 総額 | 2,900,000,000円  |
| 計 総額     |            |    | 14,746,979,750円 |

##### 2 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

## 第2号議案 株式移転計画の承認について

本議案は、定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の議案です。

当社は、2026年10月1日（予定）を効力発生日とする当社の単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により、純粋持株会社（完全親会社）である「キューデンホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2026年3月26日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について株主の皆さまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

### 1 株式移転を行う理由及び目的等

#### (1) 持株会社体制への移行の理由

当社グループは、持続可能な社会への貢献とグループの更なる進化を目指し、総合エネルギーサービス事業に加えて再生可能エネルギー・海外・ICTサービス・都市開発等を合わせた成長事業において、グループ一体となって様々な取組みを推進しております。

一方で、国際情勢の不安定化、電力需要の増加、デジタル技術の飛躍的な進展等、当社グループを取り巻く経営環境は大きな転換期を迎えております。

このような環境下でも、当社グループは、原子力安全を大前提に、総合エネルギーサービス事業の更なる成長を追求しながら、成長事業のより一層の発展を促し、経営ビジョンの達成につなげていくため、新たなグループ体制の検討を進めた結果、持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。

#### (2) 持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

今回の体制移行は、原子力安全の継続的な向上を大前提に「全体最適視点でのグループ経営」と「自律的かつ迅速な事業運営」を実現できる体制構築を目的としております。

事業を持たない持株会社を設置し、その持株会社がグループ経営の舵取り、監督を行うとともに、各事業会社に対しグループ全体を俯瞰した最適な経営資源配分を行います。

##### ① 全体最適視点でのグループ経営

グループ全体最適視点での経営資源配分や、グループガバナンスの高度化を図ってまいります。

##### ② 自律的かつ迅速な事業運営

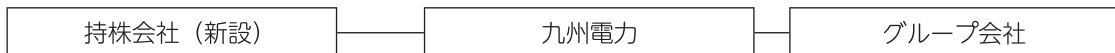
事業会社の責任・権限の下、それぞれの事業環境・特性に応じた事業活動を行うことで、各事業の競争力強化につなげてまいります。

#### (3) 持株会社体制への移行方法・手順

当社は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施いたします。

##### ① 単独株式移転による持株会社の設立

2026年10月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。



## ② 有利子負債の移管

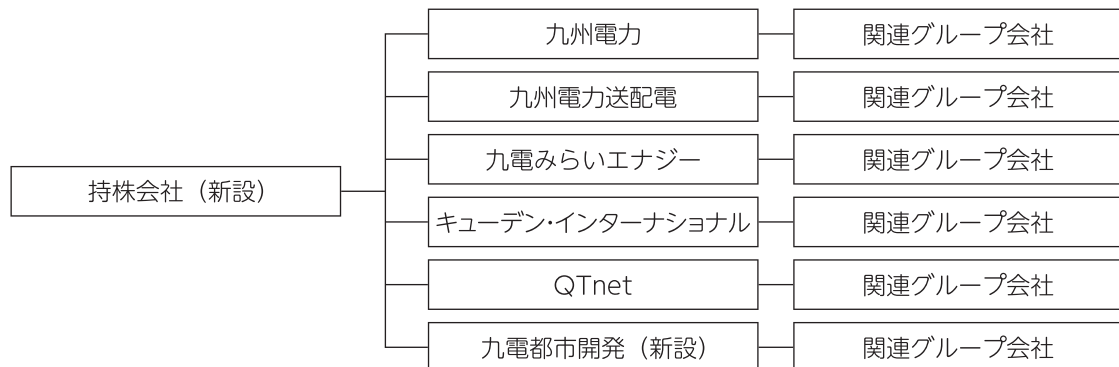
持株会社で一括して調達を行うグループファイナンス体制を構築し、資金調達と債務返済の一元化により資金効率を高めるため、2027年3月末に、当社が保有する有利子負債を、会社分割（吸収分割）の手法により持株会社に移管いたします。

## ③ 関連事業の移管

自律的かつ迅速な事業運営体制を構築し、事業価値の最大化を図っていくため、2027年4月1日に、当社が保有する水力発電事業（一般水力及び揚水）及び都市開発事業を、会社分割（吸収分割）の手法により九電みらいエナジー株式会社及び今後設立を予定している九電都市開発株式会社にそれぞれ移管いたします。

## ④ 持株会社の設立後のグループ会社の再編

持株会社体制への移行を完了するため、2027年4月1日に、当社が保有する九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社、株式会社キューデン・インターナショナル、株式会社QTnet、九電都市開発株式会社及び株式会社クラフティアの株式を会社分割（吸収分割）の手法により持株会社に移管いたします。これにより、九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社、株式会社キューデン・インターナショナル、株式会社QTnet及び九電都市開発株式会社は持株会社の完全子会社になります。



## (4) その他

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止（2026年9月29日上場廃止予定であり、同年9月28日まで取引は可能です。なお、当社株式の上場廃止日につきましては、東京証券取引所及び福岡証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。）となりますが、当社の株主の皆さまに新たに交付される持株会社の株式については、東京証券取引所プライム市場及び福岡証券取引所に新規上場（テクニカル上場）の申請を行うことを予定しております。上場日は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の審査によりますが、本株式移転の効力発生日である2026年10月1日を予定しております。

## 2 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

## 株式移転計画書（写）

九州電力株式会社（以下「当社」という。）は、当社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うことに関し、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

### 第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、当社は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第6条において定義する。）において、当社の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる本株式移転を行う。

### 第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙定款第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「キューデンホールディングス株式会社」と称し、英文では、「KYUDEN Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、福岡市とし、本店の所在場所は、福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、10億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が10億株、B種優先株式が2,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。

### 第3条（本持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役 池辺 和弘

(2) 取締役 西山 勝

(3) 取締役 橋本 上

(4) 取締役 早田 敦

(5) 取締役 平子 裕志（社外取締役）

(6) 取締役 渡辺 啓子（社外取締役）

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 監査等委員 内村 芳郎

(2) 監査等委員 杉原 知佳（社外取締役）

(3) 監査等委員 重富 由香（社外取締役）

(4) 監査等委員 小野澤 康夫（社外取締役）

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

#### 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転により本持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、その保有する当社の普通株式に代わり、当社が基準時において発行している普通株式の総数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される本持株会社の普通株式の割当てについては、基準時における当社の普通株主に対し、その保有する当社の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。
3. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時の当社の株主名簿に記載又は記録された当社のB種優先株式の株主（以下「B種優先株主」という。）に対し、その保有する当社のB種優先株式に代わり、当社が基準時において発行しているB種優先株式の総数と同数の本持株会社のB種優先株式を交付する。
4. 前項の規定により交付される本持株会社のB種優先株式の割当てについては、基準時における当社のB種優先株主に対し、その保有する当社のB種優先株式1株につき、本持株会社のB種優先株式1株の割合をもって割り当てる。

#### 第5条（本持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- （1）資本金の額  
2,373億486万3,699円
- （2）資本準備金の額  
593億2,621万5,925円
- （3）利益準備金の額  
0円

#### 第6条（本持株会社の成立の日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2026年10月1日とする。ただし、本株式移転の手続きの進行上の必要その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議により、本持株会社成立日を変更することができる。

#### 第7条（本計画承認株主総会等）

1. 当社は、2026年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 当社は、2026年6月25日を開催日として普通株主による種類株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議により、前二項に定める株主総会及び種類株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条（本持株会社の上場証券取引所）

本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場及び証券会員制法人福岡証券取引所への上場を予定する。

#### 第9条（本持株会社の株主名簿管理人）

本持株会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第10条（自己株式の消却）

当社は、本持株会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定により、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

#### 第11条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかの場合にはその効力を失う。

- （1）第7条に定める定時株主総会又は種類株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- （2）本持株会社成立日までに、本株式移転の実行のために必要な関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかった場合
- （3）次条に基づき本株式移転を中止する場合

#### 第12条（本計画の変更等）

本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当社の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

#### 第13条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2026年3月26日

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
九州電力株式会社  
代表取締役 社長執行役員 西山 勝

(別紙)

キューデンホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、キューデンホールディングス株式会社と称する。英文では、KYUDEN Holdings Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支援、管理することを目的とする。

- (1) 電気事業
- (2) 電気機械器具および蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化または電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守
- (3) 熱供給事業
- (4) 電気通信事業
- (5) 情報処理、情報提供のサービスおよびソフトウェアの開発、販売、リース
- (6) 電気通信工事、電気工事、土木建築工事の調査、設計、施工および施工監理
- (7) エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買および輸送
- (8) ガス供給事業
- (9) 介護サービス事業および老人ホームの経営
- (10) 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および再利用ならびにその再生品の販売
- (11) 住宅性能評価・保証事業
- (12) 航空運送事業
- (13) コンクリート製品の生産および販売
- (14) 農林水産物の生産、加工および販売
- (15) 損害保険代理店および生命保険の募集に関する業務
- (16) 都市開発事業、不動産の売買、賃貸借および管理ならびに不動産投資顧問業
- (17) 前各号に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売
- (18) 前各号に付帯関連する事業
- (19) 経営上必要と認める他の会社への投資

2 当社は、前項各号およびこれに付帯関連する事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、福岡市において発行する西日本新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式が10億株、B種優先株式が2,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、B種優先株式につき1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規程による。

(優先配当金)

第13条 当社は、剰余金の配当（B種優先中間配当金（本条第5項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部または一部の配当（本条第3項に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。また、B種優先配当金の配当の基準日からB種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が第14条に従い残余財産の分配を行った場合または第18条もしくは第19条に従いB種優先株式を取得した場合には、当該B種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。

2 B種優先配当金の額は、1株につき2,900,000円とする。

3 ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当（以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係る本条第2項に定めるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、払込金額に対し年率2.9%（以下「B種優先配当率」という。）で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（2月29日を含む年度は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金および普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。

4 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、本条第2項に定めるB種優先配当金および累積未払B種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5 当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における本条第2項に定めるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。

(残余財産の分配)

第14条 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額（B種優先株式）」という。）を支払う。

(基準価額 (B種優先株式) 算式)

1株あたりの残余財産分配価額 = 100,000,000円 + 累積未払B種優先配当金 + 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払B種優先配当金

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、第13条第3項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本条において「前事業年度」という。)に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額(ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金」は、100,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当(累積未払B種優先配当金および前事業年度未払B種優先配当金を除き、B種優先中間配当金を含む。)がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日(2月29日を含む年度は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、基準価額(B種優先株式)を超えて残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第15条 B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会における決議)

第16条 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

第17条 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(金銭を対価とする取得請求権)

第18条 B種優先株主は、当会社に対し、いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)」という)。当会社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

B種優先株式1株あたりの取得価額は、第14条に定める基準価額(B種優先株式)算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第14条に定める基準価額(B種優先株式)の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日(B種優先株式)」と読み替えて、基準価額(B種優先株式)を計算する。

(金銭を対価とする取得条項)

第19条 当社は、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部または一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日(B種優先株式)」という)。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきB種優先株式を決定する。

B種優先株式1株あたりの取得価額は、第14条に定める基準価額(B種優先株式)算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第14条に定める基準価額(B種優先株式)の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日(B種優先株式)」と読み替えて、基準価額(B種優先株式)を計算する。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第20条 当社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、株主総会の議長である取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第21条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第22条 株主総会の議長は、取締役会の決議によって定めた代表取締役がこれに当たる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第23条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第24条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第25条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。この場合において、当会社に委任状を提出するものとする。

(種類株主総会)

第26条 第21条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2 第22条、第23条および第25条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3 第24条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

4 第24条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員 数)

第27条 当社の取締役は、13名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### (選 任)

第28条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第29条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第30条 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第31条 取締役会は、その決議により、役付取締役として会長1名を選定することができる。

2 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

(職務代行)

第32条 会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集)

第33条 取締役会は、会長がこれを招集する。

2 取締役会招集の通知は、各取締役に對し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第34条 取締役会の議長は、会長がこれに当たる。

(取締役会の権限)

第35条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の業務執行を決定する。

(業務執行の決定の委任)

第36条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第37条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第38条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第39条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第40条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合には、さらにこの期間を短縮することができる。

## 第6章 執行役員

(選任および役付執行役員)

第41条 当社は、取締役会の決議により、役付執行役員および執行役員を選任する。

2 前項の役付執行役員として、社長1名を置くこととし、また、副社長、常務、その他を置くことができる。

(執行役員の職務)

第42条 取締役会の決議に従い、社長は、当社の業務執行を統括し、他の執行役員は、社長の統括の下に、当社の業務を分担して執行する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の執行役員がその職務を代行する。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第46条 期末配当金および中間配当金は、株主がその支払開始の日から起算して3年以内に受領しないときは、当社はその支払義務を免れる。

(B種優先株式の除斥期間)

第47条 第46条の規定は、B種優先配当金およびB種優先中間配当金の支払いについて、これを準用する。

## 付 則

(最初の事業年度)

第1条 第43条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(最初の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等)

第2条 当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は、年額350百万円(うち社外取締役分の月例報酬のみ4千万円以内)以内とする。

2 当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の社外取締役でない取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本項において「取締役」という。)の報酬等のうち、株式報酬制度(以下「本制度」という。)に係る報酬等の具体的な算定方法および具体的な内容は、次のとおりとする。なお、本制度に基づく報酬等は、前項に定めるものとは別枠とする。

### (1) 本制度の概要

本制度は、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)の第94回定時株主総会および第97回定時株主総会において承認可決された業績連動型株式報酬制度と同種の業績連動型株式報酬制度である。当社は、九州電力がみずほ信託銀行株式会社等と締結した2018年8月22日付株式給付信託契約について、2026年10月1日付で、九州電力の契約上の地位ならびに権利および義務を承継するものとする。

すなわち、本制度は九州電力が2026年9月30日までに拠出した金銭および当社が必要に応じて2026年10月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が信託を通じて給付される株式報酬制度である。なお、取締役は、原則として、退任後に当社株式等の給付を受ける。

### (2) 本制度の対象者

社外取締役および非常勤でない取締役(監査等委員である取締役は、本制度の対象外とする。)

### (3) 信託金額(報酬等の額)

九州電力は、本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託を設定した。

本信託は、下記(4)のとおり、九州電力が2026年9月30日までに拠出した金銭または当社が必要に応じて2026年10月1日以降に拠出する金銭を原資として、当社株式を取得する。

九州電力は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)、2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度、2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度にそれぞれ対応する必要資金としての金銭を拠出しており、2026年10月1日以降、当社は、必要に応じて、最初の定時株主総会終結の時までの期間中に本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、役員株式給付規程の定めに従い当社の最初の定時株主総会終結の時までの所定の期間の取締役の職務執行の対価として、本制度に基づく給付を行う。当該資金の追加拠出に際しては、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株

式で、取締役に対する給付が未了であるものを除く。) および金銭 (以下「残存株式等」という。) があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出する。

#### (4) 当会社株式の取得方法

本信託による当会社株式の取得を行う場合は、上記 (3) により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当会社の自己株式処分を引き受ける方法により行うものとする。

#### (5) 取締役給付される当会社株式等の数の算定方法とその上限

取締役には、各事業年度の役職位に応じたポイントが付与される。また、各対象期間の終了日を基準日として、業績目標の達成度に応じたポイントが付与される。取締役に付与される対象期間当たりのポイント数の合計は、27万ポイントを上限とする。

取締役に付与されるポイントは、下記 (6) の当会社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当会社普通株式1株に換算される (ただし、当会社の成立の日以降、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行う)。

下記 (6) の当会社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数とする (以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という)。

#### (6) 当会社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記 (5) に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当会社株式について、退任後に本信託から給付を受ける。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当会社株式の給付に代えて、当会社株式の時価相当の金銭給付を受ける。なお、金銭給付を行うために、本信託により当会社株式を売却する場合がある。

ポイントの付与を受けた取締役であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないことがある。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当会社普通株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額 (ただし、当会社の成立の日以降、当会社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行う) を基礎とする。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とする。

#### (7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当会社株式に係る配当は、本信託が受領し、当会社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられる。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役 (当会社の取締役以外の役職員、および当会社の子会社の役職員が本制度と同様の制度の対象者である場合には、これらの者も含む) に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付される。

(最初の監査等委員である取締役の報酬等)

第3条 当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の監査等委員である取締役の報酬等の総額は、年額80百万円以内とする。

(付則の削除)

第4条 本付則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除する。

### 3 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

##### ① 交付する株式数及び割当てに関する事項

###### イ. 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆さまに対し、その保有する当社の普通株式1株、B種優先株式1株につき、それぞれ持株会社の普通株式1株、B種優先株式1株を割当交付いたします。

###### ロ. 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を普通株式につき100株、B種優先株式につき1株といたします。

###### ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆さまが所有する当社普通株式1株、B種優先株式1株に対して、それぞれ持株会社の普通株式1株、B種優先株式1株を割当交付することといたします。

###### ニ. 第三者算定

上記ハのとおり、本株式移転は当社単独による株式移転のため、第三者機関による算定は行っておりません。

###### ホ. 本株式移転により交付する新株式数（予定）

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 普通株式   | 474,183,951 株（予定） |
| B種優先株式 | 2,000 株（予定）       |

上記新株式数は、2026年3月31日時点における当社の発行済株式総数に基づき記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が増減した場合には、持株会社が交付する上記新株式数も、それに応じて変動いたします。また、当社は保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を本株式移転の効力発生の直前時までに消却する予定であるため、持株会社が交付する新株式数は、上記新株式数から消却相当数分を控除したのになります。

##### ② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに資本政策等に照らして相当であると判断しております。

#### (2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 当該事項はありません。

4 持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                       | 略歴、現在の当社における地位及び担当、<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 池辺 和弘<br>(1958年2月17日生)                                             | 1981年4月 当社入社<br>2017年6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長<br>2018年6月 当社代表取締役社長執行役員<br>2025年6月 当社代表取締役会長【現在に至る】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 所有する当社普通株式の数<br>130,249株<br><br>割り当てられる持株<br>会社の普通株式の数<br>130,249株 | <p><b>重要な兼職の状況</b><br/>一般社団法人九州経済連合会会長</p> <p><b>候補者とした理由</b><br/>2017年に当社取締役に就任して以降、長年にわたり当社経営に参画するとともに、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社グループの経営全般にわたり業務執行の指揮を執ってまいりました。また、2025年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長として経営全般を統括しております。<br/>また、電気事業連合会会長や九州経済連合会会長などの要職を通じて、産業界・地域経済全体を俯瞰した幅広い経営経験を有しております。<br/>持株会社の取締役として、グループ全体を俯瞰し、経営戦略の方向性を示すとともに、取締役会における実効性の高い監督機能を発揮する役割を期待しております。<br/>以上の経歴及び期待する役割に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</p> |
| 西山 勝<br>(1963年8月24日生)                                              | 1986年4月 当社入社<br>2019年6月 当社執行役員国際室長<br>2021年6月 当社上席執行役員コーポレート戦略部門長<br>2022年6月 当社常務執行役員コーポレート戦略部門長<br>2023年6月 当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部長<br>2025年6月 当社代表取締役社長執行役員【現在に至る】                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 所有する当社普通株式の数<br>49,400株<br><br>割り当てられる持株<br>会社の普通株式の数<br>49,400株   | <p><b>重要な兼職の状況</b><br/>—</p> <p><b>候補者とした理由</b><br/>2023年に当社取締役に就任して以降、当社経営に参画するとともに、2025年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社グループの経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。<br/>エネルギーサービス事業をはじめとする事業部門およびコーポレート戦略部門などにおける幅広い分野の経験を通じ、事業運営と経営戦略の両面を俯瞰した視点を有しております。<br/>持株会社の取締役として、経営ビジョン2035実現に向けたグループ経営戦略の策定・遂行を牽引する役割を期待しております。<br/>以上の経歴及び期待する役割に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</p>                                                                |

| 氏名<br>(生年月日)                                                               | 略歴、現在の当社における地位及び担当、<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 橋本 上<br>(1962年1月19日生)                                                      | <p>1984年4月 当社入社<br/> 1987年4月 当社執行役員熊本支社長<br/> 2020年7月 当社上席執行役員都市開発事業本部長<br/> 2022年6月 当社常務執行役員都市開発事業本部長<br/> 2023年6月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長<br/> 2026年4月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、<br/> サステナビリティ推進に関する事項【現在に至る】</p>                                                                                                                                                                 |
| <p>所有する当社普通株式の数<br/>63,961株</p> <p>割り当てられる持株<br/>会社の普通株式の数<br/>63,961株</p> | <p>重要な兼職の状況<br/>—</p> <p>候補者とした理由<br/> 2023年に当社代表取締役副社長執行役員に就任して以降、当社経営に参画するとともに、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。<br/> 都市開発事業をはじめとする事業運営に加え、支社長や総務部門での経験ならびに経理・法務・人材・環境分野を含む経営基盤に関わる幅広い分野の経験を通じ、事業運営と経営戦略の両面を俯瞰した視点を有しております。<br/> 持株会社の取締役として、グループ経営戦略および経営基盤強化を推進する役割を期待しております。<br/> 以上の経歴及び期待する役割に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</p>                                                   |
| 早田 敦<br>(1961年1月12日生)                                                      | <p>1985年4月 当社入社<br/> 2018年6月 当社執行役員大分支社長<br/> 2020年4月 当社執行役員電気事業連合会出向<br/> 2020年6月 当社上席執行役員電気事業連合会出向<br/> 2022年6月 当社常務執行役員電気事業連合会出向<br/> 2023年6月 当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官、ESGに関する事項<br/> 2024年6月 当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官、ESGに関する事項、<br/> 最高情報責任者<br/> 2025年6月 当社代表取締役副社長執行役員テクニカルソリューション統括本部長、<br/> 危機管理官、ESGに関する事項、最高情報責任者<br/> 2026年4月 当社代表取締役副社長執行役員テクニカルソリューション統括本部長、<br/> 危機管理官、最高情報責任者【現在に至る】</p> |
| <p>所有する当社普通株式の数<br/>59,283株</p> <p>割り当てられる持株<br/>会社の普通株式の数<br/>59,283株</p> | <p>重要な兼職の状況<br/>—</p> <p>候補者とした理由<br/> 2023年に当社代表取締役副社長執行役員に就任して以降、当社経営に参画するとともに、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。<br/> 技術部門の統括や危機管理、支社長などの経験を通じて経営基盤全体を俯瞰した視点を有しているほか、最高情報責任者や電力輸送分野での経験に基づく知見も有しております。<br/> 持株会社の取締役として、IT戦略の推進やカーボンニュートラルへの対応を含むグループ経営戦略の推進を指導・監督する役割を期待しております。<br/> 以上の経歴及び期待する役割に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</p>                                                  |

| 氏名<br>(生年月日)                                                             | 略歴、現在の当社における地位及び担当、<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平子 裕志<br>(1958年1月25日生)                                                   | <p>1981年4月 全日本空輸株式会社（現ANAホールディングス株式会社）入社</p> <p>2011年6月 同社執行役員営業推進本部副本部長</p> <p>2012年4月 同社執行役員米州室長兼ニューヨーク支店長</p> <p>2013年4月 全日本空輸株式会社上席執行役員米州室長兼ニューヨーク支店長</p> <p>2015年4月 ANAホールディングス株式会社上席執行役員<br/>全日本空輸株式会社取締役執行役員</p> <p>2015年6月 ANAホールディングス株式会社取締役執行役員</p> <p>2017年4月 同社取締役<br/>全日本空輸株式会社代表取締役社長</p> <p>2022年3月 同上退任</p> <p>2022年4月 ANAホールディングス株式会社取締役副会長</p> <p>2023年6月 株式会社セブン銀行社外取締役（非常勤）【現在に至る】</p> <p>2023年6月 株式会社JVCケンウッド社外取締役（非常勤）【現在に至る】</p> <p>2024年4月 ANAホールディングス株式会社特別顧問【現在に至る】</p> <p>2024年6月 当社取締役【現在に至る】</p> <p>2025年6月 SMB C日興証券株式会社社外取締役（非常勤）【現在に至る】</p>                                               |
| <p>所有する当社普通株式の数<br/>2,500株</p> <p>割り当てられる持株<br/>会社の普通株式の数<br/>2,500株</p> | <p><b>重要な兼職の状況</b></p> <p>ANAホールディングス株式会社特別顧問</p> <p>株式会社セブン銀行社外取締役（非常勤）</p> <p>株式会社JVCケンウッド社外取締役（非常勤）</p> <p>SMB C日興証券株式会社社外取締役（非常勤）</p> <p><b>候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験に加え、財務・IRを中心とした幅広い知見を有しており、グループ全体を俯瞰した視点から、事業成長や企業価値向上に向けた経営判断に貢献できる人物であると判断し、持株会社の社外取締役候補者といたしました。</p> <p>平子氏には、2024年6月に当社の取締役に就任以降、取締役会及び各種委員会において、独立かつ客観的な立場から有益なご意見・提言をいただき、取締役会の監督機能の実効性向上に貢献していただいております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、役員人事・報酬制度の透明性・客観性の確保に寄与していただいております。</p> <p>持株会社体制において、両諮問委員会の委員長として、グループ全体のガバナンスの維持・向上を牽引するとともに、基幹会社の経営状況やグループ戦略の遂行状況を監督・モニタリングし、中長期的な企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。</p> |

| 氏名<br>(生年月日)                                           | 略歴、現在の当社における地位及び担当、<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 渡辺 啓子<br>(1958年1月31日生)                                 | 1981年4月 アプライドマテリアルズジャパン株式会社入社<br>1983年1月 同社退職<br>1985年11月 株式会社日本ダクロシャムロック入社<br>1990年3月 同社退職<br>1990年8月 ボッシュ株式会社入社<br>2005年10月 同社管理購買部部長<br>2010年3月 同社物流企画部部長<br>2019年5月 一般社団法人日本通関業連合会理事（非常勤）【現在に至る】<br>2019年11月 ボッシュ株式会社ビジネスアドバイザー<br>2021年12月 同社退職<br>2022年9月 国立大学法人熊本大学監事【現在に至る】                                                                                                                                                                                   |
| 所有する当社普通株式の数<br>なし<br><br>割り当てられる持株<br>会社の普通株式の数<br>なし | <b>重要な兼職の状況</b><br>国立大学法人熊本大学監事<br><br><b>候補者とした理由及び期待される役割の概要</b><br>長年にわたるグローバル企業における豊富な経験を通じ、内部統制やリスクマネジメントの観点からのグループ経営基盤全体を俯瞰した視点に加え、人材マネジメント、ダイバーシティ及びサプライチェーンに関する知見を有しており、グループ全体の経営監督に貢献できる人物であると判断し、持株会社の社外取締役候補者といたしました。<br>渡辺氏には、その豊富な経験や識見を活かし、取締役会及び各種委員会などにおいて、独立かつ客観的な立場から有益なご意見・提言をいただくことで、取締役会の監督機能の実効性向上に寄与していただくことを期待しております。<br>持株会社体制移行後においては、グローバルな人的資本経営やガバナンス、グループ経営基盤の観点から、基幹会社の経営状況やグループ戦略の遂行状況を監督・モニタリングするとともに、中長期的な企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。 |

(注) 1 各取締役候補者に割り当てられる持株会社普通株式の数は、当該候補者の所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社普通株式の数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

- 2 平子裕志氏、渡辺啓子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3 渡辺啓子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたるグローバル企業における豊富な経験、内部統制、人材マネジメントやダイバーシティに関する知見等により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- 4 平子裕志氏、渡辺啓子氏は、当社が上場している証券取引所が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、持株会社が設立され、両氏が社外取締役に就任した場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- 5 持株会社が設立され、平子裕志氏、渡辺啓子氏が取締役に就任した場合、持株会社は両氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 6 持株会社が設立された場合、持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、持株会社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び訴訟費用）について当該保険契約により填補することといたします。  
 なお、保険料は会社負担とし、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

## 5 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                     | 略歴、現在の当社における地位及び担当、<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内村 芳郎<br>(1962年7月14日生)                                           | 1985年4月 当社入社<br>2018年6月 当社執行役員佐賀支社長<br>2020年7月 当社執行役員佐賀支店長<br>2021年6月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長<br>2022年6月 当社常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長<br>2024年6月 当社取締役監査等委員（常勤）【現在に至る】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 所有する当社普通株式の数<br>32,782株<br><br>割り当てられる持株<br>会社の普通株式の数<br>32,782株 | <p><b>重要な兼職の状況</b><br/>—</p> <p><b>候補者とした理由</b><br/>当社地域共生本部長や支店長を経験するなど、当社の幅広い業務に精通しており、業務執行の実態を踏まえた視点を有しております。<br/>また、2024年に監査等委員である取締役に就任して以降、取締役の職務執行の監査・監督を行っております。<br/>持株会社の監査等委員である取締役として、グループ全体の業務執行の適正性や内部統制の実効性について監査・監督する役割を果たすことを期待しております。<br/>以上の経歴及び期待する役割に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 杉原 知佳<br>(1970年12月25日生)                                          | 1999年4月 弁護士登録【現在に至る】<br>三浦・奥田・岩本法律事務所（現三浦・奥田・杉原法律事務所）入所<br>2007年4月 同事務所共同経営者【現在に至る】<br>2020年6月 日本タングステン株式会社社外取締役監査等委員（非常勤）【現在に至る】<br>2022年6月 当社取締役監査等委員【現在に至る】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 所有する当社普通株式の数<br>5,500株<br><br>割り当てられる持株<br>会社の普通株式の数<br>5,500株   | <p><b>重要な兼職の状況</b><br/>弁護士（三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営者）<br/>日本タングステン株式会社社外取締役監査等委員（非常勤）</p> <p><b>候補者とした理由及び期待される役割の概要</b><br/>長年にわたる弁護士としての法務全般に関する豊富な経験に加え、社外取締役としての経験を有しており、法務・ガバナンス・リスクの観点から、グループ経営に対する監査・監督を適切に行うことができる人格・識見を備えていることから、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。<br/>杉原氏には、2022年に当社の監査等委員である取締役に就任以降、その専門的知見を踏まえ、取締役会及び各種委員会などにおいて、独立かつ客観的な立場から有益なご意見・提言をいただくことで、業務執行の適正性に関する監査・監督機能の実効性向上に寄与していただいております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、役員人事・報酬制度の透明性・客観性の確保にも貢献していただいております。<br/>持株会社体制移行後においても、監査等委員として、グループ全体のガバナンスやリスク管理の状況を監査・監督するとともに、人的資本を含む経営基盤に関する事項について助言・監督を行うことが期待されております。加えて、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、グループ経営における役員人事・報酬制度の審議に引き続き参画いただくことを通じて、中長期的な企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。</p> |

| 氏名<br>(生年月日)                                                     | 略歴、現在の当社における地位及び担当、<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重富 由香<br>(1970年6月17日生)                                           | <p>1993年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1997年4月 日本国公認会計士登録【現在に至る】</p> <p>1998年11月 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所へ異動</p> <p>2001年8月 米国公認会計士登録【現在に至る】</p> <p>2002年1月 香港公認会計士登録【現在に至る】</p> <p>2006年6月 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所パートナー<br/>新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）パートナー<br/>アーンスト・アンド・ヤング香港及び中国華南地区日系企業向けサービス統括責任者</p> <p>2007年2月 香港公認会計士（業務執行資格）登録（2024年6月まで）</p> <p>2015年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー</p> <p>2016年9月 同上退任</p> <p>2018年5月 アーンスト・アンド・ヤンググレートチャイナ（中国本土、香港及び台湾）<br/>日系企業向けアシュアランス・サービス統括責任者（2024年6月まで）</p> <p>2024年6月 当社取締役監査等委員【現在に至る】</p> <p>2024年7月 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所シニアアドバイザー【現在に至る】</p> <p>2025年3月 キヤノン株式会社社外監査役（非常勤）【現在に至る】</p> |
| <p>所有する当社普通株式の数<br/>なし</p> <p>割り当てられる持株<br/>会社の普通株式の数<br/>なし</p> | <p><b>重要な兼職の状況</b></p> <p>公認会計士（日本国、米国、香港）<br/>アーンスト・アンド・ヤング香港事務所シニアアドバイザー<br/>キヤノン株式会社社外監査役（非常勤）</p> <p><b>候補者とした理由及び期待される役割の概要</b></p> <p>長年にわたる国際的な公認会計士としての豊富な経験を有し、財務・会計に関する専門的知見に加え、グローバルな視点からリスクを捉える能力や、サステナビリティ経営推進（特に環境）に関する幅広い知見を備えており、グループ経営に対する監査・監督を適切に行うことができる人格・識見を有していることから、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>重富氏には、2024年に当社の監査等委員である取締役に就任以降、その専門的知見を活かし、取締役会などにおいて、独立かつ客観的な立場から有益なご意見・提言をいただくことで、業務執行の適正性に関する監査・監督機能の実効性向上に寄与していただいております。持株会社体制移行後においても、監査等委員として、グループ全体の財務・会計、グローバルリスク管理およびサステナビリティ経営推進の観点から、基幹会社の経営状況やグループ戦略の遂行状況を監査・監督するとともに、中長期的な企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。</p>                                       |

| 氏名<br>(生年月日)                                           | 略歴、現在の当社における地位及び担当、<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小野澤 康夫<br>(1959年3月20日生)                                | 1981年4月 三井不動産株式会社入社<br>2016年6月 同社取締役常務執行役員<br>2017年4月 同社取締役専務執行役員<br>2020年4月 同社取締役副社長執行役員<br>2022年4月 同社代表取締役副社長執行役員<br>2023年4月 同社取締役<br>2023年6月 同社特別顧問<br>2025年6月 同社顧問【現在に至る】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 所有する当社普通株式の数<br>なし<br><br>割り当てられる持株<br>会社の普通株式の数<br>なし | <b>重要な兼職の状況</b><br>三井不動産株式会社顧問<br><br><b>候補者とした理由及び期待される役割の概要</b><br>長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に加え、都市開発関連事業や総務・秘書・広報・人事分野に関する幅広い知見を有しており、経営全般を俯瞰した視点から、グループ経営に対する監査・監督を適切に行うことができる人格・識見を備えていることから、持株会社の監査等委員である社外取締役候補者となりました。<br>小野澤氏には、その豊富な経験や識見を活かし、取締役会及び各種委員会などにおいて、独立かつ客観的な立場から有益なご意見・提言をいただくことで、業務執行の適正性に関する監査・監督機能の実効性向上に寄与していただくことを期待しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、グループ経営を支える役員人事・報酬制度の透明性・客観性の確保に貢献していただくとともに、持株会社体制移行後においては、監査等委員として、グループ全体のガバナンスの維持・向上を通じて、中長期的な企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。 |

(注) 1 各取締役候補者に割り当てられる持株会社普通株式の数は、当該候補者の所有状況に基づき、本株式移転に係る株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社普通株式の数は、持株会社の成立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

- 2 杉原知佳氏、重富由香氏、小野澤康夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3 杉原知佳氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 4 重富由香氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 5 杉原知佳氏、重富由香氏、小野澤康夫氏は、当社が上場している証券取引所が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、持株会社が設立され、3氏が社外取締役に就任した場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- 6 持株会社が設立され、内村芳郎氏、杉原知佳氏、重富由香氏、小野澤康夫氏が取締役に就任した場合、持株会社は4氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 7 持株会社が設立された場合、持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、持株会社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について当該保険契約により填補することといたします。  
 なお、保険料は会社負担とし、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】取締役（候補者）のスキルマトリックス

### 【スキル特定】

当社は、グループ重点戦略を踏まえ、国内電気事業の更なる成長の追求に加え、再生可能エネルギー、海外、ICTサービス、都市開発などの成長事業の発展を目指し、純粋持株会社体制へ移行いたします。純粋持株会社体制においては、純粋持株会社がグループ経営の舵取りおよび監督を担うとともに、事業会社に対して、グループ全体を俯瞰した最適な資源配分を行う役割を果たします。

こうした体制の下、九電グループ経営ビジョン2035におけるありたい姿の実現に向け、取締役会が高度な見識と多面的な視点から経営の方向性を示し、監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキルについて、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役とする人事諮問委員会での審議を経て、以下のとおり特定いたしました。その際、取締役会全体としての知識・経験のバランスを確保する観点から、各スキルを整理しております。

### 【スキル定義】

|                             |                                                                                                                                   |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| グループ経営・<br>経営戦略             | 当社グループ全体の持続的な成長と企業価値の最大化に向け、経営環境の変化を的確に見通し、事業ポートフォリオの再編・最適化および経営資源配分について、グループ全体の視点から意思決定を行い、その実行状況を適切に監督する能力                      |
| 財務・会計・<br>ファイナンス            | 企業価値の最大化に向け、財務諸表や会計情報を基礎として、グループ全体の資本コストを意識し、資本構成、投資判断、資本政策および最適な資本配分（キャピタルアロケーション）について重要な意思決定を行い、その妥当性および実行状況を適切に監督する能力          |
| ガバナンス・<br>リスク管理             | グループ全体のリスクを俯瞰的に把握し、法務・コンプライアンスを含む各種リスクを踏まえつつ、事業会社の自律性と監督との適切なバランスを確保した実効性の高いガバナンスを構築・維持し、経営判断の妥当性および持続性を監督できる能力                   |
| 人的資本                        | 経営戦略と人材戦略を一体として捉え、事業ポートフォリオや成長戦略の実現に向けて、人材の獲得・育成・配置・活躍を通じた価値創出を推進するとともに、多様な人材が活躍できる組織風土の醸成を主導し、人的資本の状況を中長期的な視点から適切に監督・評価できる能力     |
| サステナビリティ<br>(環境・社会)         | 脱炭素や地域社会を含む環境・社会に関わる重要課題について、中長期的なグループ全体の価値向上を見据え、持続可能な社会の実現と企業成長の両立を図る観点から、経営に与える影響を踏まえた適切な監督および助言を行い、その考え方をグループ全体に浸透させることができる能力 |
| デジタル・<br>テクノロジー/<br>イノベーション | デジタル技術や先端技術の進展および技術的課題を踏まえ、ホールディングスとしての視点から、事業変革や新たな価値創出に向けたリソース配分およびビジネス変革の方向性を主導的に定め、これらの取り組みについて経営の視点から適切に監督・助言を行うことができる能力     |
| グローバル                       | 海外事業や国際的な事業環境に関する知識・経験を踏まえ、カントリーリスクや地政学リスクなどを考慮しつつ、グローバルな観点から事業戦略および経営の監督を行える能力                                                   |

取締役（候補者）のスキルは以下のとおり

| 氏名  | 持株会社における<br>地位等  |             | 特に期待する分野*   |             |                          |                                   |                          |           |                          |                                              |            |
|-----|------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------|-----------------------------------|--------------------------|-----------|--------------------------|----------------------------------------------|------------|
|     |                  |             | 人事諮問<br>委員会 | 報酬諮問<br>委員会 | ①<br>グループ経営<br>・<br>経営戦略 | ②<br>財務<br>・<br>会計<br>・<br>ファイナンス | ③<br>ガバナンス<br>・<br>リスク管理 | ④<br>人的資本 | ⑤<br>サステナビリティ<br>(環境・社会) | ⑥<br>デジタ<br>ル<br>・<br>テクノロジー<br>/<br>イノベーション | ⑦<br>グローバル |
| 池 辺 | 代表取締役<br>会長      |             |             |             | ○                        | ○                                 | ○                        | ○         | ○                        | ○                                            | ○          |
| 西 山 | 代表取締役<br>社長執行役員  |             | 委員          | 委員          | ○                        | ○                                 | ○                        | ○         | ○                        | ○                                            | ○          |
| 橋 本 | 代表取締役<br>副社長執行役員 |             |             |             | ○                        | ○                                 | ○                        | ○         | ○                        |                                              |            |
| 早 田 | 代表取締役<br>副社長執行役員 |             |             |             | ○                        |                                   | ○                        |           | ○                        | ○                                            |            |
| 平 子 | 取締役              | 社外 独立       | 委員長         | 委員長         | ○                        | ○                                 | ○                        |           | ○                        |                                              | ○          |
| 渡 辺 | 取締役              | 社外 独立<br>女性 |             |             |                          |                                   | ○                        | ○         |                          |                                              | ○          |
| 内 村 | 取締役<br>監査等委員     |             |             |             | ○                        |                                   | ○                        | ○         | ○                        |                                              |            |
| 杉 原 | 取締役<br>監査等委員     | 社外 独立<br>女性 | 委員          | 委員          |                          |                                   | ○                        | ○         |                          |                                              |            |
| 重 富 | 取締役<br>監査等委員     | 社外 独立<br>女性 |             |             |                          | ○                                 | ○                        |           | ○                        |                                              | ○          |
| 小野澤 | 取締役<br>監査等委員     | 社外 独立       | 委員          | 委員          | ○                        |                                   | ○                        | ○         | ○                        |                                              |            |

※ 取締役（候補者）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

### 期待する分野として○を付けた理由

長年にわたり当社社長として経営を牽引するとともに、電気事業連合会会長や一般社団法人九州経済連合会会長などの要職を通じて、産業界・地域経済全体を俯瞰する幅広い経営経験を有している。これらの経験を踏まえ、当社グループ全体を俯瞰した視点から経営戦略の方向性を示すとともに、取締役会における実効性の高い監督機能の発揮が期待できる。

エネルギーサービス事業をはじめとする事業部門やコーポレート戦略部門などにおいて、発電・国際業務・経営管理・人事労務など幅広い分野の経験を通じ、事業運営と経営戦略の両面を俯瞰した視点を有しており、経営ビジョン2035の実現に向けた経営戦略策定・遂行の牽引が期待できる。

経理・法務・人材・環境分野を含む経営基盤に関わる業務や、支社長・総務部長などの経験を通じて、経営基盤全体を俯瞰した視点を有している。さらに、都市開発事業に携わった経験を踏まえ、グループ経営戦略および経営基盤強化の推進が期待できる。

技術部門の統括や危機管理、支社長などの経験を通じて、経営基盤全体を俯瞰した視点を有している。さらに、最高情報責任者や電力輸送分野での経験に基づき、IT戦略の推進やカーボンニュートラルへの対応を含む経営戦略の推進における指導・監督が期待できる。

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験を有しており、財務・IRに関する幅広い知見に加え、事業成長や企業価値向上の観点からの経営判断に関する経験を通じて、それらの関連分野における指導・監督が期待できる。

長年にわたるグローバル企業における豊富な経験を通じ、内部統制やリスクマネジメントの観点からのグループ経営基盤全体を俯瞰した視点に加え、人材マネジメント、ダイバーシティ及びサプライチェーンに関する知見を有しており、それらの分野における指導・監督が期待できる。

法務・環境分野を含む地域共生施策や人事労務に関する業務に加え、支店長や営業所長として現業部門を含む幅広い業務を経験しており、当社事業の実態を踏まえた視点から、業務執行の適正性および内部統制の実効性について監査・監督する役割が期待できる。

長年にわたる弁護士としての法務全般に関する豊富な経験を有しており、法務、ガバナンス、リスク管理の観点から業務執行の適正性を独立した立場で監査・監督できる知見を有している。また、社外各種委員会での活動経験を通じて、人材分野においても適切な助言・監督が期待できる。

長年にわたる国際的な公認会計士としての豊富な経験を有しており、財務・会計およびグローバルな視点からリスクを捉える専門的知見を有している。また、サステナビリティ経営推進（特に環境）に関する知見を踏まえ、業務執行の適正性を監査・監督する役割が期待できる。

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に加え、都市開発関連事業や総務・秘書・広報・人事分野に関する幅広い知見を有している。これらの経験を踏まえ、経営全般を俯瞰した視点から、業務執行の適正性を監査・監督する役割が期待できる。

## 6 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

|            |                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称         | 有限責任監査法人トーマツ                                                                                                                                                                                                          |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング                                                                                                                                                                                        |
| 沿革         | 1968年5月 等松・青木監査法人設立<br>1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル (現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド) へ加盟<br>1990年2月 監査法人トーマツに名称変更<br>2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更                                                                  |
| 概要         | 資本金 1,241百万円 (2026年2月末日現在)<br>構成人員 6,241人 (2026年2月末日現在)<br>(内訳) 社員 (公認会計士) : 453名<br>特定社員 : 25名<br>職員 公認会計士 : 2,402名<br>公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む) : 1,130名<br>その他専門職 : 2,149名<br>事務職 : 82名<br>監査関与会社 3,215社 (2025年5月末日現在) |
| 候補者とした理由   | 有限責任監査法人トーマツの監査品質、専門性、独立性に加え、グループ全体の会計監査に係る効率性等を総合的に勘案し、適任と判断いたしました。                                                                                                                                                  |



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏名                                                     | 現在の当社における地位及び担当                                        |
|----|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1  | いけ べ かず ひろ<br>池 辺 和 弘 <b>再任</b>                        | 代表取締役会長                                                |
| 2  | にし やま まさる<br>西 山 勝 <b>再任</b>                           | 代表取締役<br>社長執行役員                                        |
| 3  | はし もと のぼる<br>橋 本 上 <b>再任</b>                           | 代表取締役<br>副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長、<br>サステナビリティ推進に関する事項 |
| 4  | そう だ あつし<br>早 田 敦 <b>再任</b>                            | 代表取締役<br>副社長執行役員、テクニカルソリューション統括本部長、<br>危機管理官、最高情報責任者   |
| 5  | き ど ひろ と<br>木 戸 啓 人 <b>再任</b>                          | 取締役<br>常務執行役員、コーポレート戦略部門長                              |
| 6  | さ とう ひで お<br>佐 藤 秀 夫 <b>再任</b>                         | 取締役<br>常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部業務本部長                     |
| 7  | なか むら のり ひろ<br>中 村 典 弘 <b>再任</b>                       | 取締役<br>常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部長                         |
| 8  | しの はら まさ みち<br>篠 原 雅 道 <b>新任</b>                       | 常務執行役員、原子力発電本部長                                        |
| 9  | ひら こ ゆう じ<br>平 子 裕 志 <b>再任</b><br><b>社外</b> <b>独立</b>  | 取締役                                                    |
| 10 | わた なべ けい こ<br>渡 辺 啓 子 <b>新任</b><br><b>社外</b> <b>独立</b> |                                                        |

候補者番号

1

いけ べ かず ひろ  
池 辺 和 弘

(1958年2月17日生)



#### 【略歴、地位及び担当】

1981年 4月 当社入社  
2017年 6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長  
2018年 6月 当社代表取締役社長執行役員  
2025年 6月 当社代表取締役会長  
現在に至る

#### 【重要な兼職の状況】

一般社団法人九州経済連合会会長

再 任

所有する当社  
普通株式の数  
130,249株

#### 【候補者としての理由】

2017年に取締役に就任して以降、長年にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。

また、2018年の代表取締役社長執行役員への就任を経て、2025年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。

以上の経歴に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

2

にし やま  
西 山

まさる  
勝

(1963年8月24日生)



#### 【略歴、地位及び担当】

1986年 4月 当社入社  
2019年 6月 当社執行役員国際室長  
2021年 6月 当社上席執行役員コーポレート戦略部門長  
2022年 6月 当社常務執行役員コーポレート戦略部門長  
2023年 6月 当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部長  
2025年 6月 当社代表取締役社長執行役員  
現在に至る

再 任

所有する当社  
普通株式の数  
49,400株

#### 【候補者としての理由】

2023年に取締役に就任して以降、当社経営に参画しております。

また、2025年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。

以上の経歴に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



## 【略歴、地位及び担当】

1984年4月 当社入社  
 2017年4月 当社執行役員熊本支社長  
 2020年7月 当社上席執行役員都市開発事業本部長  
 2022年6月 当社常務執行役員都市開発事業本部長  
 2023年6月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長  
 2026年4月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、サステナビリティ推進に関する事項  
 現在に至る

再 任

所有する当社  
普通株式の数  
63,961株

## 【候補者とした理由】

2023年に代表取締役副社長執行役員に就任して以降、当社経営に参画するとともに、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。  
 以上の経歴に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役役に適任であると判断しております。



## 【略歴、地位及び担当】

1985年4月 当社入社  
 2018年6月 当社執行役員大分支社長  
 2020年4月 当社執行役員電気事業連合会出向  
 2020年6月 当社上席執行役員電気事業連合会出向  
 2022年6月 当社常務執行役員電気事業連合会出向  
 2023年6月 当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官、ESGに関する事項  
 2024年6月 当社代表取締役副社長執行役員、危機管理官、ESGに関する事項、最高情報責任者  
 2025年6月 当社代表取締役副社長執行役員テクニカルソリューション統括本部長、危機管理官、ESGに関する事項、最高情報責任者  
 2026年4月 当社代表取締役副社長執行役員テクニカルソリューション統括本部長、危機管理官、最高情報責任者  
 現在に至る

再 任

所有する当社  
普通株式の数  
59,283株

## 【候補者とした理由】

2023年に代表取締役副社長執行役員に就任して以降、当社経営に参画するとともに、経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。  
 以上の経歴に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役役に適任であると判断しております。

候補者番号

5

き 木 戸 啓 人

(1964年10月19日生)



**【略歴、地位及び担当】**

1987年 4月 当社入社  
2020年 4月 九州電力送配電株式会社系統技術本部部長（技術計画）  
2020年 6月 当社執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部副本部長  
2023年 6月 当社常務執行役員コーポレート戦略部門長  
2025年 6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長  
現在に至る

再 任

所有する当社  
普通株式の数  
36,794株

**【候補者とした理由】**

2020年に執行役員に就任し、地域共生本部副本部長（危機管理など）やコーポレート戦略部門長を務め、その経験に基づく高い専門能力を発揮しております。  
また、2025年に取締役役に就任して以降、当社経営に参画しております。  
以上の経歴に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

6

さ 佐 藤 秀 夫

(1964年11月11日生)



**【略歴、地位及び担当】**

1988年 4月 当社入社  
2019年 6月 当社コーポレート戦略部門部長（グループ経営戦略）  
2022年 6月 当社執行役員東京支社長  
2024年 6月 当社執行役員テクニカルソリューション統括本部DX推進本部長、  
最高DX責任者  
2025年 6月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部業務本部長  
現在に至る

再 任

所有する当社  
普通株式の数  
23,727株

**【候補者とした理由】**

2022年に執行役員に就任し、東京支社長、DX推進本部長、業務本部長（経理・資材・管財）を務め、その経験に基づく高い専門能力を発揮しております。  
また、2025年に取締役役に就任して以降、当社経営に参画しております。  
以上の経歴に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

7

なか むら のり ひろ  
中 村 典 弘

(1966年3月10日生)



再 任

所有する当社  
普通株式の数  
24,893株

#### 【略歴、地位及び担当】

1990年4月 当社入社  
2018年2月 当社コーポレート戦略部門部長（インキュベーション担当）  
2018年7月 当社コーポレート戦略部門インキュベーションラボ長  
2020年7月 当社エネルギーサービス事業統括本部企画・需給本部部長（企画）  
2022年6月 当社執行役員エネルギーサービス事業統括本部企画・需給本部部長  
2025年6月 当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部部長  
現在に至る

#### 【候補者とした理由】

2022年に執行役員に就任し、企画・需給本部部長（電力市場関係など）やエネルギーサービス事業統括本部部長（発電・営業など）を務め、その経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

また、2025年に取締役に就任して以降、当社経営に参画しております。

以上の経歴に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。

候補者番号

8

しの はら まさ みち  
篠 原 雅 道

(1962年2月28日生)



新 任

所有する当社  
普通株式の数  
27,325株

#### 【略歴、地位及び担当】

1987年4月 当社入社  
2018年4月 当社原子力発電本部部長（原子力管理）  
2021年6月 当社執行役員玄海原子力総合事務所長  
2024年6月 当社常務執行役員原子力発電本部副本部長  
2026年4月 当社常務執行役員原子力発電本部部長  
現在に至る

#### 【候補者とした理由】

2021年に執行役員に就任し、玄海原子力総合事務所長や原子力発電本部部長などを務め、その経験に基づく高い専門能力を発揮しております。

以上の経歴に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数  
15 / 15所有する当社  
普通株式の数  
2,500株

## 【略歴、地位及び担当】

- 1981年 4月 全日本空輸株式会社（現ANAホールディングス株式会社）入社  
 2011年 6月 同社執行役員営業推進本部副本部長  
 2012年 4月 同社執行役員米州室長兼ニューヨーク支店長  
 2013年 4月 全日本空輸株式会社上席執行役員米州室長兼ニューヨーク支店長  
 2015年 4月 ANAホールディングス株式会社上席執行役員  
 全日本空輸株式会社取締役執行役員  
 2015年 6月 ANAホールディングス株式会社取締役執行役員  
 2017年 4月 同社取締役  
 全日本空輸株式会社代表取締役社長  
 2022年 3月 同上退任  
 2022年 4月 ANAホールディングス株式会社取締役副会長  
 2023年 6月 株式会社セブン銀行社外取締役（非常勤）  
 現在に至る  
 2023年 6月 株式会社JVCケンウッド社外取締役（非常勤）  
 現在に至る  
 2024年 4月 ANAホールディングス株式会社特別顧問  
 現在に至る  
 2024年 6月 当社取締役  
 現在に至る  
 2025年 6月 S M B C日興証券株式会社社外取締役（非常勤）  
 現在に至る

## 【重要な兼職の状況】

- ANAホールディングス株式会社特別顧問  
 株式会社セブン銀行社外取締役（非常勤）  
 株式会社JVCケンウッド社外取締役（非常勤）  
 S M B C日興証券株式会社社外取締役（非常勤）

## 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、財務・IR及び営業・マーケティングに関する幅広い知見を有しており、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

平子氏には、2024年に取締役に就任して以降、取締役会及び委員会などにおいて、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。今後は、両諮問委員会の委員長に就任いただき、引き続き、当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。



新任

社外取締役

独立役員

所有する当社  
普通株式の数  
なし

### 【略歴、地位及び担当】

- 1981年4月 アプライドマテリアルズジャパン株式会社入社  
 1983年1月 同社退職  
 1985年11月 株式会社日本ダクロシャムロック入社  
 1990年3月 同社退職  
 1990年8月 ポッシュ株式会社入社  
 2005年10月 同社管理購買部部长  
 2010年3月 同社物流企画部部长  
 2019年5月 一般社団法人日本通関業連合会理事（非常勤）  
 現在に至る  
 2019年11月 ポッシュ株式会社ビジネスアドバイザー  
 2021年12月 同社退職  
 2022年9月 国立大学法人熊本大学監事  
 現在に至る

### 【重要な兼職の状況】

国立大学法人熊本大学監事

### 【候補者としての理由及び期待される役割の概要】

長年にわたるグローバル企業における豊富な経験、内部統制、人材マネジメント、ダイバーシティ、サプライチェーンマネジメント及び購買・調達などに関する幅広い知見を有しており、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

渡辺氏には、その豊富な経験や識見を活かして、取締役会及び委員会などにおいて、独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監督機能を果たしていただくとともに、当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。

- (注) 1 各候補者の所有する当社普通株式の数には、株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」における本人持分を含めております。
- 2 平子裕志氏、渡辺啓子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3 渡辺啓子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたるグローバル企業における豊富な経験、内部統制、人材マネジメントやダイバーシティに関する知見等により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- 4 平子裕志氏、渡辺啓子氏は、当社及び当社が上場している証券取引所が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。  
なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト([https://www.kyuden.co.jp/ir\\_management\\_governance.html](https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html))に掲載しております。
- 5 平子裕志氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
- 6 当社は、平子裕志氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 7 渡辺啓子氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 8 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任について

現任監査等委員である取締役4名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏名                                                | 現在の当社における地位及び担当 |
|----|---------------------------------------------------|-----------------|
| 1  | うちむらよしろう<br>内村芳郎 <b>再任</b>                        | 取締役監査等委員（常勤）    |
| 2  | すぎはらともか<br>杉原知佳 <b>再任</b><br><b>社外</b> <b>独立</b>  | 取締役監査等委員        |
| 3  | しげとみゆか<br>重富由香 <b>再任</b><br><b>社外</b> <b>独立</b>   | 取締役監査等委員        |
| 4  | おのざわやすお<br>小野澤康夫 <b>新任</b><br><b>社外</b> <b>独立</b> |                 |

候補者番号

1

うちむらよしろう  
内村芳郎

(1962年7月14日生)



### 【略歴、地位及び担当】

1985年4月 当社入社  
 2018年6月 当社執行役員佐賀支社長  
 2020年7月 当社執行役員佐賀支店長  
 2021年6月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長  
 2022年6月 当社常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長  
 2024年6月 当社取締役監査等委員（常勤）  
 現在に至る

### 【候補者とした理由】

地域共生本部長や支店長を経験するなど、当社の幅広い業務に精通しており、適正な監査・監督を行う能力を有しております。

また、2024年に監査等委員である取締役に就任して以降、取締役の職務執行の監査・監督を行っております。

以上の経歴に加え、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役に適任であると判断しております。

**再任**

所有する当社  
普通株式の数  
32,782株



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数  
15/15監査等委員会出席回数  
16/16所有する当社  
普通株式の数  
5,500株

## 【略歴、地位及び担当】

- 1999年 4月 弁護士登録  
現在に至る  
三浦・奥田・岩本法律事務所（現三浦・奥田・杉原法律事務所）入所
- 2007年 4月 同事務所共同経営者  
現在に至る
- 2020年 6月 日本タングステン株式会社社外取締役監査等委員（非常勤）  
現在に至る
- 2022年 6月 当社取締役監査等委員  
現在に至る

## 【重要な兼職の状況】

- 弁護士（三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営者）  
日本タングステン株式会社社外取締役監査等委員（非常勤）

## 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる弁護士としての法務全般に関する豊富な経験及び社外取締役としての経験を有しており、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

杉原氏には、2022年に監査等委員である取締役に就任して以降、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監査・監督機能を果たしていただいております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただいております。引き続き、当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。



再 任

社外取締役

独立役員

取締役会出席回数  
15/15監査等委員会出席回数  
16/16所有する当社  
普通株式の数  
なし

## 【略歴、地位及び担当】

- 1993年10月 太田昭和監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）入所  
1997年4月 日本国公認会計士登録  
現在に至る
- 1998年11月 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所へ異動  
2001年8月 米国公認会計士登録  
現在に至る
- 2002年1月 香港公認会計士登録  
現在に至る
- 2006年6月 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所パートナー  
新日本監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）パートナー  
アーンスト・アンド・ヤング香港及び中国華南地区日系企業向けサービス統括責任者
- 2007年2月 香港公認会計士（業務執行資格）登録（2024年6月まで）  
2015年6月 新日本有限責任監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）シニアパートナー  
2016年9月 同上退任
- 2018年5月 アーンスト・アンド・ヤング グレーターチャイナ（中国本土、香港及び台湾）  
日系企業向けアシュアランス・サービス統括責任者（2024年6月まで）
- 2024年6月 当社取締役監査等委員  
現在に至る
- 2024年7月 アーンスト・アンド・ヤング香港事務所シニアアドバイザー  
現在に至る
- 2025年3月 キヤノン株式会社社外監査役（非常勤）  
現在に至る

## 【重要な兼職の状況】

- 公認会計士（日本国、米国、香港）  
アーンスト・アンド・ヤング香港事務所シニアアドバイザー  
キヤノン株式会社社外監査役（非常勤）

## 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる国際的な公認会計士としての豊富な経験、グローバルな視点からのリスク管理やサステナビリティ経営推進（特に環境）に関する幅広い知見を有しており、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

重富氏には、2024年に監査等委員である取締役に就任して以降、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監査・監督機能を果たしていただいております。引き続き、当社の取締役会の監督機能強化及び企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。



新任

社外取締役

独立役員

所有する当社  
普通株式の数  
なし

#### 【略歴、地位及び担当】

1981年4月 三井不動産株式会社入社  
 2016年6月 同社取締役常務執行役員  
 2017年4月 同社取締役専務執行役員  
 2020年4月 同社取締役副社長執行役員  
 2022年4月 同社代表取締役副社長執行役員  
 2023年4月 同社取締役  
 2023年6月 同社特別顧問  
 2025年6月 同社顧問  
 現在に至る

#### 【重要な兼職の状況】

三井不動産株式会社顧問

#### 【候補者としての理由及び期待される役割の概要】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、都市開発関連事業、総務・秘書・広報・人事など多様な分野で幅広い知見を有しており、当社社外取締役に相応しい人格・識見を備えております。

小野澤氏には、その豊富な経験や識見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、取締役の職務執行の監査・監督機能を果たしていただくことを期待しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、取締役の人事・報酬制度の透明性・客観性の向上に寄与していただき、当社のガバナンスの維持・向上及び企業価値向上に貢献いただくことを期待しております。

- (注) 1 杉原知佳氏、重富由香氏、小野澤康夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 2 杉原知佳氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 3 重富由香氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 4 杉原知佳氏、重富由香氏、小野澤康夫氏は、当社及び当社が上場している証券取引所が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト([https://www.kyuden.co.jp/ir\\_management\\_governance.html](https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html))に掲載しております。
- 5 杉原知佳氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
- 6 重富由香氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
- 7 当社は、内村芳郎氏、杉原知佳氏、重富由香氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、3氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 8 小野澤康夫氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 9 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役全員を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、各候補者の任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】

### 取締役（候補者）のスキルマトリックス

#### 【スキル特定】

当社は、2025年5月に当社グループが長期的に目指す姿・戦略として、九電グループ経営ビジョン2035を公表しております。経営ビジョン2035におけるありたい姿の実現に向け、「カーボンマイナスへの挑戦」「多様なニーズを叶えるソリューション進化」「地域共創による価値創造と成長」「価値創出に向けた人的資本経営」「企業変革をリードするDX推進」「革新と成長を支えるガバナンス強化」の6点をグループ重点戦略として設定しております。

グループ重点戦略の実現に向けて、当社取締役会が高度な見識と多面的な視点で経営の方向性を示すとともに、監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキルについて、社外取締役を委員長とし、委員の過半数が社外取締役である人事諮問委員会での審議を経て、以下のとおり特定いたしました。

#### 【スキル定義】

|                |                                                                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業経営・経営戦略      | 当社グループの持続的な成長と企業価値の最大化を実現するには、幅広い分野でのマネジメント経験・経営実績、経営戦略の視点を持つ取締役が必要である。                                                |
| 財務・会計          | 正確な財務報告や強固な経営基盤の構築、持続的な成長に向けた投資・財務戦略の実行のためには、財務・会計に関する知識・経験を有する取締役が必要である。                                              |
| 法務・ガバナンス・リスク管理 | 持続的な成長の基盤である適切なガバナンス体制の確立に加え、グループ事業のポートフォリオ管理を高度化するためには、法務・ガバナンス・リスク管理に関する知識・経験を有する取締役が必要である。                          |
| 人 材            | 人的資本経営を推進し、人と組織が共に成長しながら、価値創出につなげていくためには、人材戦略に関する知識・経験を有する取締役が必要である。                                                   |
| 環 境            | カーボンマイナスの実現に向け、社会全体のGHG排出量の削減に貢献し、社会の期待に応えるためには、環境に関する幅広い知識、経験を有する取締役のほか、技術的に精通する取締役も必要である。                            |
| I C T ・ D X    | 企業変革をリードするDX推進や多様なニーズを叶えるソリューションの高度化を実現するためには、I C T やD Xに関する知識・経験を有する取締役が必要である。                                        |
| テクノロジー・イノベーション | 地域との信頼のベースとなる安定供給や設備の安全・安定運転の確実な実行を牽引するとともに、カーボンマイナスや多様なニーズを叶えるソリューション進化を推進するためには、最新の技術や新たな事業創出に関する知識・経験を有する取締役が必要である。 |
| 営業・マーケティング     | お客さまや地域の多様なニーズを叶えるソリューションを提供し、進化させていくためには、営業・マーケティングに関する知識・経験を有する取締役が必要である。                                            |
| グローバル          | 成長事業である海外事業の戦略の牽引による利益拡大や、カントリーリスクを含め、事業の適切な監査・監督を行うためには、海外での経営実績や海外事業に関する知識・経験を有する取締役が必要である。                          |

取締役（候補者）のスキルは以下のとおり

| 氏名  | 当社における地位等 <sup>*2</sup> |             | 人事<br>諮問<br>委員会 | 報酬<br>諮問<br>委員会 | 特に期待する分野 <sup>*1</sup> |                    |                                     |         |         |                        |                             |                         |            |
|-----|-------------------------|-------------|-----------------|-----------------|------------------------|--------------------|-------------------------------------|---------|---------|------------------------|-----------------------------|-------------------------|------------|
|     |                         |             |                 |                 | ①<br>企業経営<br>・<br>経営戦略 | ②<br>財務<br>・<br>会計 | ③<br>法務<br>・<br>ガバナンス<br>・<br>リスク管理 | ④<br>人材 | ⑤<br>環境 | ⑥<br>I C T<br>・<br>D X | ⑦<br>テクノロジー<br>・<br>イノベーション | ⑧<br>営業<br>・<br>マーケティング | ⑨<br>グローバル |
| 池 辺 | 代表取締役<br>会長             |             |                 |                 | ○                      | ○                  | ○                                   | ○       | ○       |                        | ○                           |                         | ○          |
| 西 山 | 代表取締役<br>社長執行役員         |             | 委員              | 委員              | ○                      | ○                  | ○                                   | ○       | ○       |                        | ○                           | ○                       | ○          |
| 橋 本 | 代表取締役<br>副社長執行役員        |             |                 |                 | ○                      | ○                  | ○                                   | ○       | ○       |                        |                             | ○                       |            |
| 早 田 | 代表取締役<br>副社長執行役員        |             |                 |                 | ○                      | ○                  | ○                                   |         | ○       | ○                      | ○                           |                         |            |
| 木 戸 | 取締役<br>常務執行役員           |             |                 |                 | ○                      | ○                  | ○                                   |         |         |                        | ○                           |                         |            |
| 佐 藤 | 取締役<br>常務執行役員           |             |                 |                 | ○                      | ○                  |                                     |         |         | ○                      | ○                           | ○                       |            |
| 中 村 | 取締役<br>常務執行役員           |             |                 |                 | ○                      |                    |                                     |         | ○       |                        | ○                           | ○                       |            |
| 篠 原 | 取締役<br>常務執行役員           |             |                 |                 |                        |                    |                                     |         | ○       |                        | ○                           |                         |            |
| 平 子 | 取締役                     | 社外 独立       | 委員長             | 委員長             | ○                      | ○                  | ○                                   |         |         |                        |                             | ○                       | ○          |
| 渡 辺 | 取締役                     | 社外 独立<br>女性 |                 |                 |                        |                    | ○                                   | ○       |         |                        |                             |                         | ○          |
| 内 村 | 取締役<br>監査等委員            |             |                 |                 | ○                      |                    | ○                                   | ○       | ○       |                        |                             | ○                       |            |
| 杉 原 | 取締役<br>監査等委員            | 社外 独立<br>女性 | 委員              | 委員              |                        |                    | ○                                   | ○       |         |                        |                             |                         |            |
| 重 富 | 取締役<br>監査等委員            | 社外 独立<br>女性 |                 |                 |                        | ○                  | ○                                   |         | ○       |                        |                             |                         | ○          |
| 小野澤 | 取締役<br>監査等委員            | 社外 独立       | 委員              | 委員              | ○                      |                    | ○                                   | ○       | ○       |                        |                             | ○                       |            |

※1 取締役（候補者）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

※2 これらは2月17日に内定し、発表したものです。第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、株主総会終了後の取締役会で正式に決定いたします。

## 期待する分野として○を付けた理由

長年にわたり社長として当社経営を牽引するとともに、電気事業連合会会長、コーポレート戦略部門長、人事労務、海外留学など幅広い分野での豊富な経験を有しており、経営全般にわたる戦略の牽引、監督機能の発揮が期待できる。

エネルギーサービス事業統括本部長（発電・営業など）、コーポレート戦略部門長、国際室長、経営管理、人事労務など幅広い分野での豊富な経験を有しており、経営ビジョン2035実現に向けた経営戦略策定・遂行の牽引が期待できる。

ビジネスソリューション統括本部長（経理・法務・人材・環境など）、熊本支社長、総務部長などを幅広く経験しており、当社の経営基盤強化の推進が期待できる。また、都市開発事業本部長も経験しており、成長分野を含む当社事業の経営戦略の推進が期待できる。

テクニカルソリューション統括本部長（情報通信、土木建築など）、危機管理官、大分支社長などを幅広く経験しており、当社の経営基盤の強化が期待できる。また、最高情報責任者、電力輸送（工務）を経験しており、IT戦略の牽引やカーボンニュートラル推進などにおける技術的知見に基づく経営戦略の推進が期待できる。

コーポレート戦略部門長を経験しており、経営ビジョン2035実現に向けての経営戦略の策定・遂行の牽引が期待できる。また、危機管理部長の経験に基づくリスク管理の観点、電力輸送（工務）の経験に基づく技術的観点なども踏まえての監督機能の発揮が期待できる。

業務本部長（経理・資材・管財）、東京支社長、コーポレート戦略部門を経験しており、当社の経営戦略の推進が期待できる。また、DX推進本部長やベンチャー企業派遣など新たな事業展開に資する業務を経験しており、事業の構造改革の推進も期待できる。

エネルギーサービス事業統括本部長（発電・営業など）、企画・需給本部長（電力市場関係など）、火力部門を経験しており、カーボンニュートラルに向けた対応や当社国内電気事業における利益拡大施策の牽引が期待できる。また、イノベーション部門の長も経験しており、新規事業推進の牽引も期待できる。

原子力発電部門の経験が長く、同分野での高い専門能力を有しているとともに、玄海原子力総合事務所長として地域との関係づくりなどの経験を有しており、地域の皆さまの安全・安心を第一とした安定的な原子力事業運営の牽引が期待できる。

長年にわたる国内及び米国における企業経営者としての豊富な経験、財務・IR及び営業・マーケティングに関する幅広い知見を有しており、それらの関連分野での指導・監督が期待できる。

長年にわたるグローバル企業における豊富な経験、内部統制、人材マネジメント、ダイバーシティ、サプライチェーンマネジメント及び購買・調達などに関する幅広い知見を有しており、それらの関連分野での指導・監督が期待できる。

地域共生本部長（法務・環境など）、佐賀支店長、人事労務の業務を経験するとともに、現業機関である営業所長も経験するなど、当社の幅広い業務に精通しており、それらの知見・経験を活かした適正な監査・監督が期待できる。

長年にわたる弁護士としての法務全般に関する豊富な経験を有しており、法務・ガバナンス・リスク管理の分野での指導・監査が期待できる。また、社外各種委員会の経験から、人材分野での貢献も期待できる。

長年にわたる国際的な公認会計士としての豊富な経験、グローバルな視点からのリスク管理やサステナビリティ経営推進（特に環境）に関する幅広い知見を有しており、財務・会計、グローバル、リスク管理、環境分野での指導・監査が期待できる。

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、都市開発関連事業、総務・秘書・広報・人事など多様な分野での幅広い知見を有しており、それらの関連分野での指導・監査が期待できる。

## < 株主提案（第5号議案から第23号議案まで） >

第5号議案から第14号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。

### 第5号議案 定款の一部変更 当社は株主を大切にすることを旨とするについて

#### ◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

#### 第8章 その他

（当社は株主を大切にすることを旨とする）

第40条 当社は、株主を大切にすることを旨とし、企業の価値向上を図る。具体的には、下記の企業経営を行う。

- (1) 株主に対して敬意を持つ
- (2) 株主提案に対する真摯な対応
- (3) 早急な株主総会の通知（株主提案期間は通知後2週間以上）
- (4) 株主に対して、透明性の高い経営
- (5) 配当の安定化
- (6) 企業価値の向上

#### ◆提案理由

過去総会において、議長より株主提案者に対し侮辱ともとれる発言があったが、記録がないと言いつつ認めない。しかし、株主による録音等を禁止している。

株主提案に対して事実と異なる説明を記載し、株主に対してカルテル等についての現状報告が何もない。

よって、経営者を含め社員は、出資者である株主には敬意を持つべきであり、当社が行っているこれらの行為は、企業価値を減少させ株価の低迷を招いている。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、電話やウェブサイト等により株主の皆さまからいただいた様々なご意見やご指摘に対して、当社を取り巻く環境や経営状況等を丁寧に説明し、ご理解いただけるよう努めております。

株主提案に対しては、社内で十分な審議を行ったうえで意見の内容を決定しているほか、株主総会の開催にあたっては、法令及び定款に従った適正な運営に努めております。

事業活動の透明性確保については、守秘義務がある場合等を除き、積極的な情報公開を推進しております。

配当については、安定配当の維持を基本に、当年度の業績や中長期的な収支・財務状況を踏まえ、決定することとしております。

当社としては、経営ビジョンやカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを通じ、持続的に企業価値の向上を図っていきたく考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

### 第6号議案 定款の一部変更 コンプライアンスに関する機関の完全独立について

#### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（コンプライアンスに関する機関の完全独立）

第41条 当社は、コンプライアンスに関する調査等を、当会社から完全に独立した機関とする。調査等は、専門知識を有した法律事務所又は専門家により実施し、調査内容及び対応結果については、社内で確認して共有する。完全独立とすることにより、依頼者の保護と公正性を図る。企業価値に関わる重要な案件は株主総会にて報告する。

#### ◆提案理由

カルテル事案について、会社内部による隠ぺい等と思われる行為により問題が大きくなり、対応が遅れて当社に対する評価や株価に影響を及ぼしている。

当社によるコンプライアンスに対する対応は、メール問題で大問題になり、会長、社長が辞任する事態になったことを反省や教訓としておらず、信用できない。

よって、相談窓口に依頼された内容の調査等を、完全独立した社外機関とすることにより、コンプライアンス違反に対して完全に独立させ、会社等から隠ぺいの防止及び依頼者の保護と公正性を図る。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社では、法令や企業倫理に反する行為の防止及び早期発見を目的として、社内及び社外（法律事務所）に九州電力コンプライアンス相談窓口を設置しており、相談窓口で受け付けた相談については、公益通報者保護法等の関連法令を遵守し、弁護士等の専門家の助言を受けながら、公正中立な対応をしております。

また、相談内容及び対応結果は、当社のコンプライアンス委員会において、社外有識者、労働組合代表、社外取締役等の各委員によるモニタリングを実施し、取締役会に報告しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

### 第7号議案 定款の一部変更 子会社に対する公正な取引について

#### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(子会社に対する公正な取引)  
第42条 当社は、公平・公正な調達（資材、工事及び委託）を目的に、子会社に対して不適切な取引をしていないかを調査する専門の社外機関を設置し、健全な取引を確認する。確認項目は下記に記載。

- (1) 子会社への無理な要求
- (2) 子会社との不適切な取引
- (3) 子会社の機密情報の適切な管理

#### ◆提案理由

当社は、以前、子会社が管理する端末システムを使って競合する新電力の顧客情報を不正に閲覧したと経済産業省から指摘を受けている。

また、最も単価の高い子会社に発注し、一人一日10万円以上の費用を支払い、直接作業する子会社に発注できないにしている。なお、別の子会社を通すことにより数千万円多く支払っている事例もあり、作業者は給料を支払って出向している社員の場合がある。

業務内容が実質同じ子会社が数社存在していることが背景にあると思われる。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、良質な資材を経済的に調達することを目的として「資材調達基本方針」を定め、品質や価格など経済合理性に基づいた公平・公正な資材調達を行っており、子会社を含むグループ会社との取引についても、本方針に則り、不適切な取引の防止を図っております。

また、当社では公平・公正な資材調達を含めた適切な内部統制の仕組みを整備し、内部監査組織が業務遂行の適正性を監査しております。

なお、グループ会社は、それぞれの専門分野において自社の強みを活かした特徴の異なる製品開発・サービス提供を行っており、グループ全体の競争力・収益力向上につながっているものと考えております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第8号議案 定款の一部変更 配当の増減に対する責任の明確化について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(配当の増減に対する責任の明確化)

第43条 当社は、配当の増減に対する責任を、役員報酬の増減により明確にする。具体的には配当40円を基準に増減した金額により利率を算出し、役員（執行役員以上）の報酬を増減する。利率を反映する割合は一律とする。

### ◆提案理由

当社は収支が悪くなるとすぐに配当を減額する。

会社の収支が悪くなったのは経営陣の責任ではないのか。経営陣が責任を取らず、大胆なコスト削減（株式会社サニックスのようにシンボルスポートの中止や子会社救済ともとれる発注等の中止）もせず、負担を株主のみに当社は求めている。

よって、経営陣の責任を明確にするため、配当の増減を役員報酬に反映させる。

基準の配当は電力会社の過去の配当より算出した。

例：配当30円、報酬2,000万円の場合

増減報酬  $2,000万円 \times (1 - (30 \div 40 \times 0.1)) = 1,850万円$

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

報酬につきましては、基本報酬と業績連動報酬で構成し、株主総会で決議された範囲内で支給しております。このうち業績連動報酬は、会社業績に対する責任を明確化するため、経営ビジョン実現に向けた連結経常利益、ROIC、カーボンニュートラルに向けたGHG削減量、従業員エンゲージメントレーティング及び株主への配当状況等を業績指標とし、支給することとしております。

また、具体的な報酬等の額につきましては、社外取締役を委員長とし、構成員の4名中3名が社外取締役である報酬諮問委員会では他企業の水準等も踏まえ審議したうえで、取締役会で決定しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第9号議案 定款の一部変更 不祥事に対する責任の明確化と迅速化について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(不祥事に対する責任の明確化と迅速化)

第44条 当社は、会社の評価に影響を与えた不祥事について、責任の所在を明確にし、懲罰を与える。調査等は、不祥事発覚後、社外の有識者等により迅速に行う。

### ◆提案理由

当社はメール問題でも、原因を作った元役員に対し懲罰を与えていないし、株価や対応等に多大な影響を与えたことに対する損害賠償も求めている。

今回のカルテルや新電力顧客情報等の不正閲覧に対しても、責任の所在を明確にしていない。関電副社長と対話した役員や、不正閲覧者も判っているはずで、対応が遅すぎる。他電力は現状における、責任の明確化や懲罰を発表し

ており、当社だけがなにもしていないので、社外の有識者等により早急に解明すべきである。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、不祥事等の発生時には、事案の内容に応じて社外有識者等の助言を受けながら、適切に調査を行っております。また、調査結果をもとに、社外有識者、労働組合代表、社外取締役等から構成される当社コンプライアンス委員会において、客観的中立的な立場で、事実関係の確認及び具体的な対応策の提言等を行っていただいております。

役員の実任については、各事案の事実関係に基づき、独立性・透明性・客観性を担保する観点から、社外取締役を委員長とし、構成員の4名中3名が社外取締役である人事諮問委員会で審議し、取締役会で決定することとしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

### 第10号議案 定款の一部変更 積極的な情報公開について

#### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(積極的な情報公開)

第45条 当社は、下記について積極的な情報を公開する。

- (1) 不祥事の調査状況
- (2) 株主総会の録画
- (3) 企業価値に関わる重要な案件
- (4) コンプライアンス活動状況

#### ◆提案理由

当社が今回のカルテルに対して情報を出していないのは、企業の根底に隠ぺい体質があると思われる。

よって、株価や企業価値に影響のある「不祥事の調査状況」、「企業価値に関わる重要な案件」、「コンプライアンス活動状況」については積極的な情報公開を求める。

当日、株主総会を見られなかった人のために、総会の録画をインターネットで公開することで、開かれた株主総会による企業価値を高める。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主さまを含めた地域・社会の皆さまからの信頼が最大の事業基盤であると考えており、情報公開の基本的な姿勢を示した全社指針「情報公開の心構え」を制定し、積極的な情報発信に取り組んでおります。不祥事やコンプライアンスを含む企業価値に関わる重要な情報についても、プレスリリースや当社ホームページ等を通じて公開しております。

また、株主総会については、株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行うとともに、株主総会終了後には、当社ホームページにおいて、開会から報告事項のご説明までを一般公開しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第11号議案 定款の一部変更 特に重要な役職の株主承認について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(特に重要な役職の株主承認)

第46条 当社は、本部体制をとっているが、特に重要な役職である本部長、副本部長については株主総会で承認を得る。

### ◆提案理由

経営上重要な本部の運営は、株価に及ぼす影響が大きいので、その決定権のある本部長、代理者である副本部長については、株主総会の承認を得る必要がある。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本部長及び副本部長については、豊富な実務経験と知識及び能力等を考慮し、適材適所に配置しております。

また、本部長及び副本部長に就任する役員の業務担当及び業務委嘱については、独立性・透明性・客観性を担保する観点から、社外取締役を委員長とし、構成員の4名中3名が社外取締役である人事諮問委員会で審議・確認したうえで、取締役会で決定しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

## 第12号議案 定款の一部変更 事業の採算性の確認について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(事業の採算性の確認)

第47条 当社は、事業を行うにあたり、採算性を重要な項目とする。実施時に撤退の基準を明確に定め、定期的に事業の採算性を確認する。採算性以外の理由があるときは、株主総会で承認を得る。

### ◆提案理由

日本原燃への出資や川内原子力発電所3号機増設に向けた調査等、長期間多額の資金を投じておきながら結果が出ていない。期限も最終金額も未定であり、採算性に疑問がある。核融合炉や小型モジュール炉による発電が可能になれば、それらは、必要性や採算性が低くなると思われる。

会社の健全な経営のために、撤退の基準を明確に定めておくべきである。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力関連投資のみならず、各事業の投資判断にあたっては、一定規模以上のものについては経営層や専門知識を有する関連部門のメンバーで構成する社内委員会を設置し、収益性やリスク等を慎重に評価・審議したうえで、社外取締役を含む取締役会等にて意思決定を行うこととしております。

また、投資実施後も継続的かつ定期的なモニタリング等を行うことにより、リスクの低減を図るとともに、不調事業については一定のルールに基づいて継続・撤退を検討し、撤退する場合には社外取締役を含む取締役会等で意思決定を行うこととしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第13号議案 定款の一部変更 グループ会社を検証する機関の設置について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(グループ会社を検証する機関の設置)

第48条 当社は、多数のグループ会社を有しており、時代に即した効率的・機能的な構成等となっているか定期的に検証する。また、検証は、社外の専門家を交えた専門部会により実施する。

### ◆提案理由

設立当時は、時代に即した効率的・機能的な構成及び組織となっていたと思うが、現在は状況が変化し、非効率的となっている場合が多々ある。

また、設立の理由が不明で、出向による役職ポストが目的となっている会社もあるのではないかと、少なくとも同じ事業内容で、受注先がグループ会社がほとんどの場合は検証が必要である。親会社を決めて、グループ内で仕事を回している場合もあるのではないかと。

よって、定期的にグループ会社の構成等を、社外の専門家を交えた専門部会により、検証する必要がある。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、「九電グループ 経営ビジョン2035」の実現に向け、電気事業の運営に貢献する事業から、広く一般に商品・サービスを提供する事業まで、各社がそれぞれの役割において自主独立性を持った経営を行うことを基本としつつ、当社とグループ会社が相互に連携し、グループ一体となった取組みを進めております。

当社は、グループ経営管理サイクルにおいて、各社がグループ経営ビジョンに基づき策定する中期経営計画について合意し、年間成果契約を締結のうえ、年度終了後に業績評価を実施するとともに、一定の財務基準を満たさない事業については、撤退を含めた改善策を検討・実施しております。また、グループ会社の統合再編についても、グループ全体の経営効率化の推進及び企業価値向上の観点から、経営環境の変化に応じて適宜取り組んでおります。

さらに、グループ会社の経営状況については、定期的に社外取締役を含む取締役会へ報告し、モニタリングを行っております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第14号議案 定款の一部変更 人事評価を検証する機関の設置について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(人事評価を検証する機関の設置)

第49条 当社は、個人の成果に応じた賃金を進めており、社員の人事評価が公平公正であることが重要である。よって、人事評価に対して、検証する専門部会を設置する。

### ◆提案理由

会社の重要事項である設置許可の早期通過を目指し、N R A に対して説明を一部メインで行い承諾を得たため、原子力発電が再開し、会社へ多大な利益をもたらしたのに、人事評価ではマイナス査定を受けた。よって、成果を出しているのに、評価されないのは、評価者のイエスマンが優遇されるということではないのか。

これは危険なことで、コンプライアンス違反でも、上司の指示に従う又は黙認する風潮ができる恐れがある。

よって、社員の人事評価が公平公正であることを確保するため、人事評価に対して、検証する専門部会を設置する。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、公平公正で納得感のある人事評価の実現に向け、評価者に対し各種研修を実施するとともに、評価にあたっては、同僚、部下、後輩が被評価者に対して行う360°評価や、立場の違う複数の上司が独立して評価を行う多段階評価を取り入れ、より適切な評価を行う仕組みとしております。

さらに、上司は評価の結果を本人へ通知するとともに、毎年実施する上司部下間の面談の中で、1年間の取組みを振り返り、部下の強みや改善点について、上司から丁寧に説明し、今後に向けた具体的な取組みを共有・支援することとしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

**第15号議案から第23号議案までは、株主（48名）からのご提案によるものであります。**

## **第15号議案** 定款の一部変更 危機管理体制の検証について

### ◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

### 第8章 その他

(危機管理体制の検証)

第50条 当社はテロ行為、シビアアクシデントから原子力発電所を守り、安全性を高めるため市民を含む第三者による危機管理体制検証委員会を設置する。

### ◆提案理由

2025年7月26日午後9時頃、玄海原発で飛行中の機体が発する3つの光が警備員によって確認された。駆けつけた県警の原発特別警備部隊も光を確認した。原子力規制委員会規則では故意による大型航空機の衝突、テロリズムに対して原子炉格納容器の破損を防止するため特定重大事故等対処施設の設置を義務づけており、当社の原発でも運用が実施されている。この件に関し西山社長は「分かっていないところがある中でも、やれることを行う」と表明。特定重大事故等対処施設についてはテロ対策を考慮し非公開となっているが、原子力プラントに危害を及ぼす環境要因については侵入検知、サイバーを含め防止対策を明確にし、公表することが求められる。山口佐賀県知事は「九電は上空からの侵入に対して改めて点検を行い、危機管理体制も検証してほしい」と要望している。よって当社に市民を含む第三者による危機管理体制検証委員会を設置する。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに備えた特定重大事故等対処施設を設置し、適切に運用しております。

不審物・不審者の発電所構内への侵入やサイバー攻撃に対しても、発電所に担当部署を設置し、警備当局等との連携のもと適切な対応体制を構築しております。

また、これらの対策について、有事を想定した訓練を積み重ね、対応能力の向上に努めております。

さらに、国の検査により当社の取組みが適切であることを確認いただいております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第16号議案 定款の一部変更 原子力災害対策への対応について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(原子力災害対策への対応)

第51条 当社は東京電力福島第一原発事故15年にあたり、原子力災害対策の抜本的改善に取り組むため原子力災害対策検討委員会を設置する。

### ◆提案理由

東京電力福島第一原発事故から15年が経過した。復興庁によれば本年2月1日現在で全国の避難者は2万6281人。また、7市町村の一部地域で未だ避難指示が続いている。原子力災害対策特別措置法は原子力事業者の責務を明確にしている。また、原子力災害対策指針においては「平時からわかりやすい情報伝達のありかたに関する検討や情報の受け手の理解の促進に努める」としている。東京電力福島第一原発事故に関しての集団訴訟においては東京電力の責任を認める一方で国の責任は認めていない。玄海原子力発電所操業差止訴訟の証人尋問において当社は、「住民に原子力防災のてびきが全戸配布されていることをご存じか」と質問した。てびきの配布により防災教育の目的が達せられているという大きな錯誤である。よって当社は、自治体と共に安全な避難が担保され実効性ある避難計画を策定するため、専門家・市民を含めた原子力災害対策検討委員会を設置する。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

避難計画を含む原子力防災については、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、自治体、事業者が一体となって取り組んでおります。

自治体においては、災害対策基本法に基づき、地域防災計画及び避難計画が策定されており、内閣府が設置する地域原子力防災協議会が、計画の具体化・充実化の取組みを実施しております。今後も、同協議会において、その時々課題等を踏まえ、実効性を高める不断の見直しが行われていくものと認識しております。

また、当社は、関係自治体が策定する地域防災計画と整合性を図った、原子力事業者防災業務計画を策定し、原子力防災訓練を積み重ねることで、防災体制のより一層の実効性向上を目指して、継続的な改善に取り組んでおります。

さらに、周辺住民の皆さまに対して、平常時から訪問活動等の機会を通し、原子力防災に係る取組みについてもご説明しております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第17号議案 定款の一部変更 プルサーマル発電からの撤退について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(プルサーマル発電からの撤退)

第52条 当社は玄海原子力発電所3号機のプルサーマル発電の再開は行わない。

### ◆提案理由

2025年12月、関西電力高浜4号機のMOX燃料で異常燃焼が疑われる事象が発生した。高浜4号機のMOX燃料は2022年装荷、その後2サイクル運転された。3サイクル目も予定されたが、実際は10月の起動時に半数の8体のみで再開。8体を使用しなかった理由について、「燃焼度が制限を超える恐れあり」と説明した。つまり8体のMOX燃料は既に燃焼度が通常の想定範囲を超えていた。MOX燃料はプルトニウムとウランの混合酸化物だが均一には混ざらず、濃度が局所的に高くなるプルトニウムスポットが生まれる。このスポットでは他の部分より核分裂数が多くなり、

核分裂により発生するガスの放出率が高くなる。またスポットでの局所的な出力増加による燃料棒破損の可能性もある。関西電力のMOX燃料は仏国のメロックス工場で製造。当社のMOX燃料もメロックス工場での製造であり燃料の安全性が問われる。よって当社は玄海3号機プルサーマル発電の再開は行わない。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第7次エネルギー基本計画においては、脱炭素効果が高く、エネルギーの安定供給に貢献する電源である原子力を最大限活用する方針が示されております。

また、原子力の活用においては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。

当社としても、資源に乏しい我が国のエネルギー事情を踏まえ、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用する観点から、プルサーマル運転を実施していくことが必要であると考えております。

当社は、品質管理に万全を期したMOX燃料を使用し、2009年から2023年まで安全にプルサーマル運転を実施してまいりました。

今後も安全を最優先に玄海3号機においてプルサーマル運転を実施してまいります。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

### 第18号議案 定款の一部変更 プルサーマル発電からの撤退について

#### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(プルサーマル発電からの撤退)

第53条 当社は、ウラン燃料の約10倍の費用がかかるプルサーマル発電から撤退する。

#### ◆提案理由

当社の所有する発電所のうち、稼働できる原発は玄海3、4号機、川内1、2号機の4基であり、そのうち玄海3号機で2009年から2023年11月までプルサーマル発電を行ってきた。現在は中断しているが、仏国のメロックス燃料加工工場で加工し、2029年度以降に再開する見込みという。さて一般市民としては一に安全性が、株主としては経済性が大いに気になる。財務省の貿易統計によると、2025年11月に関西電力高浜原発に搬入されたMOX燃料32体の輸入金額が467億2705万円と発表されている。1体あたり約14億6022万円になる。これに対し2024年に関西電力が米国から輸入したウラン燃料は36体で51億3769万円、1体当たり約1億4271万円。つまり、MOX燃料はウラン燃料の約10倍、ウラン燃料なら約23億円で購入できるが、MOX燃料では約233億6000万円となる。プルサーマルに経済的メリットはなく株主の理解は得られない。よって当社はプルサーマル発電から撤退する。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第7次エネルギー基本計画においては、脱炭素効果が高く、エネルギーの安定供給に貢献する電源である原子力を最大限活用する方針が示されております。

また、原子力の活用においては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。

当社としても、資源に乏しい我が国のエネルギー事情を踏まえ、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用する観点から、プルサーマル運転を実施していくことが必要であると考えております。

なお、原子力発電では燃料費の割合が1割程度であること、当社の運転中の原子力発電所4基で使用する燃料のうちMOX燃料の体数は1割にも満たないことから、MOX燃料の取得価格が原子力発電コストに与える影響は限定的と考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

## 第19号議案 定款の一部変更 玄海原発電敷地内乾式貯蔵施設建設の凍結について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(玄海原発電敷地内乾式貯蔵施設建設の凍結)

第54条 当社は玄海原発電敷地内に乾式貯蔵施設の建設を始めたが、一時貯蔵ではなく、永久貯蔵の可能性があり、乾式貯蔵施設建設を一時凍結する。

### ◆提案理由

当社は玄海原発電敷地内に乾式貯蔵施設の建設を開始した。乾式貯蔵施設とは「使用済燃料を再処理工場へ搬出するまでの間一時的に貯蔵する施設である」と説明されているが、使用済燃料が最大960体、60年間も保管できる設計であり、搬出されないのではないかと心配される。例えば、六ヶ所再処理工場燃料プールにはすでに2968トンの使用済燃料が保管されている（貯蔵能力の約99%）。また、使用済燃料を使った試験運転で425トンを再処理し、発生した廃液のうち約125m<sup>3</sup>の高レベル廃液から、2013年までに346本のガラス固化体を製造したが、2024年度末時点でガラス固化できずに約227m<sup>3</sup>の廃液が貯蔵されている。日本の独自技術であるガラス熔融炉では炉内温度が最高1200℃であり、高レベル廃液をガラス固化できないでいる。よって当社は、東海再処理施設、六ヶ所再処理工場に保管されている高レベル廃液のガラス固化作業が終わるまで玄海原発電乾式貯蔵施設の建設を一時凍結する。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所の運転に伴い発生した使用済燃料を再処理するために、日本原燃の六ヶ所再処理工場に搬出することを基本方針としております。六ヶ所再処理工場の運転状況等を踏まえ計画的に搬出することとしており、搬出するまでの間、使用済燃料を安全に貯蔵する乾式貯蔵施設の設置に向けて取り組んでおります。

六ヶ所再処理工場の竣工に向けては、現在、日本原燃による新規規制基準への適合に係る国の審査対応が進んでおります。

また、六ヶ所再処理工場における高レベル廃液のガラス固化について、日本原燃は、2007年から2013年までに行ったガラス固化試験において確認すべき試験項目の全てを完了させ、技術的に確立したことを確認しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

## 第20号議案 定款の一部変更 プルトニウム取得量の制限について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(プルトニウム取得量の制限)

第55条 当社は必要以上のプルトニウムを保有する意思はない。よって、一回の再処理で取得するプルトニウム量は約0.7トンとし、それ以上のプルトニウムは取得しない。

### ◆提案理由

原子力委員会は2018年、日本が保有するプルトニウム量は「現在の約47トンの保有量を上限とし今後は増やさずに削減する」とした新たな方針」を決定。それは再処理等の計画の認可に当たっては「六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルスーマルの稼働状況に応じて、プルスーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認

可を行う」とした。玄海3号プルサーマルは燃料集合体193体の内、MOX燃料集合体最大48体を装荷する。MOX燃料48体の装荷は1サイクル目に16体、2サイクル目に16体（計32体）、3サイクル目に16体（計48体）となる。4サイクル目以降は16体が使用済となり、新たに16体を装荷する。玄海3号プルサーマルで装荷されるMOX燃料16体のプルトニウム量は約0.7トン。約0.7トンのプルトニウムは使用済燃料約130体を再処理することで取得できる。よって当社は、再処理数は約130体とし取得するプルトニウムは約0.7トンを上限とする。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力委員会は、我が国全体のプルトニウム保有量の管理に関し、2018年に決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において利用目的のないプルトニウムは持たないという原則を堅持することとしております。

当社は、同委員会の決定に則り、再処理により回収されるプルトニウムについて、玄海3号機でのプルサーマル運転にて着実に利用することなどにより、利用目的のないプルトニウムを持たないこととしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

### 第21号議案 定款の一部変更 川内原発敷地内乾式貯蔵施設建設の断念について

#### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（川内原発敷地内乾式貯蔵施設建設の断念）

第56条 当社は川内原発敷地内に建設を計画している乾式貯蔵施設について、建設を断念する。

#### ◆提案理由

玄海3、4号機は1回の定期検査で約70体、計約140体、川内1、2号機は1回の定期検査で約50体、計約100体の燃料を取り替える。従って玄海、川内原発で定期検査ごとに計約240体の使用済燃料がプールに溜まる。一方、六ヶ所再処理工場が完成しても、当社の使用済燃料はプルサーマル運転1回分に必要なプルトニウムが取得できる約130体しか再処理が許されない。つまり定期検査ごとに取り出した約240体の内、再処理できるのは約130体であり約110体は溜まり続ける。当社は鹿児島県や薩摩川内市に対し、乾式貯蔵施設は「使用済燃料を再処理工場へ搬出するまでの間、一時的に貯蔵する施設である」との説明を繰り返してきたが、電力会社が取得できるプルトニウム量を原子力委員会により厳しく制限されている以上、当社がいかに大量のプルトニウムを保有したいと思ったところで、それはかなわない。よって当社は、川内原発敷地内乾式貯蔵施設建設を断念する。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所の運転に伴い発生した使用済燃料を再処理するために、日本原燃の六ヶ所再処理工場に搬出することを基本方針としております。六ヶ所再処理工場の運転状況等を踏まえ計画的に搬出することとしており、搬出するまでの間、使用済燃料を安全に貯蔵する乾式貯蔵施設の設置に向けて取り組んでおります。

なお、原子力委員会は、我が国全体のプルトニウム保有量の管理に関し、2018年に決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において利用目的のないプルトニウムは持たないという原則を堅持することとしており、当社においても、同委員会の決定に則り、利用目的のないプルトニウムを持たないこととしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

## 第22号議案 定款の一部変更 蓄電所事業の推進について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(蓄電所事業の推進)

第57条 当社は再生可能エネルギーの更なる推進を目指し、蓄電所事業を強化する。

### ◆提案理由

関西電力は2025年春、蓄電所事業に力を入れ、「国内トップランナーを目指す」と公表した。計画分も含めて現段階で24.7万kWだが、わずか5年で4倍の約100万kWにまで増やす計画である。関西電力は蓄電所事業について「市場（需給調整市場など）で最適な取引を行い、収益化を図るビジネス」と言及している。複数の市場がある中、人工知能（AI）で最適な市場取引につなげていくという。当社は2018年10月より、太陽光などの再生可能エネルギーで生まれた電気を送電網から遮断する出力制御を行っている。24年度実績では制御日数が147日に及び、計14億9649万kWhの電気を遮断した。如何に大量の電気を捨てているかがわかる。当社は、これら貴重な電気を無駄に捨てるという愚かな行為を直ちに止め最大限に活用したい。よって当社は、今後は蓄電所事業を強化していく。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループは、「九電グループ カーボンニュートラルビジョン2050」に基づき、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化を推進しております。

再生可能エネルギーの出力制御については、グループ会社である九州電力送配電が、国の定める優先給電ルールに基づき適切に対応しております。また、再生可能エネルギーの最大限の活用に向け、蓄電池・揚水発電の活用、関門連系線を介した他エリアへの送電拡大及びオンライン制御の拡大などの取組みを進めております。

あわせて、再生可能エネルギーの価値最大化、電力市場取引による収益拡大を目的として、蓄電池を活用した事業にも積極的に取り組んでおり、2025年度にはグループ会社である九電みらいエナジーが、福岡県大牟田市及び長崎県大村市において、系統用蓄電池事業を開始するなどしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

## 第23号議案 定款の一部変更 使用済燃料の直接処分について

### ◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(使用済燃料の直接処分)

第58条 当社は使用済燃料の再処理は行わず、直接処分とする。

### ◆提案理由

使用済燃料の処理は、再処理して再利用する方法と再処理せず直接地中に埋める地層処分の2つがある。日本では再処理でプルトニウムを回収した後、高レベル放射性廃棄物をガラスと混ぜて固め（ガラス固化体）、約50年冷却後に地下300m以深へ埋設する地層処分が基本方針である。ところが日本の技術はガラス固化で躓いている。ガラス熔融炉では炉内温度を1100～1200度で維持し、高レベル廃液をガラスの中に閉じ込めガラス固化体を作る。しかしルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウムなど白金族と呼ばれる6種類の元素は融点が2000度と高いためガラス中に溶解しにくく、沈降しやすい。日本の熔融炉はこの致命的欠陥を克服できないため、白金族の塊が出口を塞ぐことを回避できない。よって当社は、使用済燃料の再処理は行わず、直接処分とする。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第7次エネルギー基本計画においては、脱炭素効果が高く、エネルギーの安定供給に貢献する電源である原子力を最大限活用する方針が示されております。

また、原子力の活用においては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進が基本的方針とされております。

当社としても、資源に乏しい我が国のエネルギー事情を踏まえ、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えております。

六ヶ所再処理工場の竣工に向けては、現在、日本原燃による新規制基準への適合に係る国の審査対応が進んでおります。

また、六ヶ所再処理工場における高レベル廃液のガラス固化について、日本原燃は、2007年から2013年までに行ったガラス固化試験において確認すべき試験項目の全てを完了させ、技術的に確立したことを確認しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

以 上

